

令和5年第5回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和5年9月13日（水曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 舘 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

一般質問者目次

1.	4 番	渡 邊 啓 子	P. 24～
2.	1 番	舘 下 憲 一	P. 32～
3.	3 番	菅 原 貴 子	P. 40～
4.	2 番	渡 邊 初 治	P. 44～
5.	8 番	佐 原 佐百合	P. 51～
6.	10 番	須 藤 軍 蔵	P. 62～

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影しますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は、１２名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日、傍聴に、鈴木正雄さんほか１４名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１、一般質問を行います。

４番渡邊啓子君より通告がありました「選挙の投票率低下の分析と対策は」ほか１件の質問を許します。４番。

○４番（渡邊啓子） おはようございます。４番渡邊啓子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります２件について、これより一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、選挙の投票率低下の分析と対策はということで、幾つか質問させていただきます。

昨年７月の参議院選挙を前にして、６月定例会で私は国政選挙の投票率について本村の状況を伺いました。全国的に選挙の投票率の低下や若者の政治離れが著しい状況にあり、特に国政選挙の場合、この傾向があるのではないかと認識しておりました。

ところが本年、令和５年８月６日執行の大玉村議会議員選挙は、平成２７年、２０１５年以来８年ぶりの選挙戦となり、投票率は５９．１４％で、前回の６９．２５％から１０．１１ポイントも下回り、過去最低となったことに驚いたのは、私だけではなかったと思います。

そこで、この夏の大玉村議会議員選挙を振り返り、投票率低下の要因を検証することで、投票率向上のための対策を考えてみたいと思います。令和５年８月６日執行の大玉村議会議員選挙における年代別の投票者数と投票率を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） ４番議員さんにお答えをいたします。

ご質問いただきました年代別につきまして、投票者数と投票率、それぞれ順序でお答えをいたします。

初めに、１０代の方々でございますが、４５人で２９．８０％でございます。次、

20代が229人で33.73%です。次、30代が460人で42.12%です。次、40代が643人で52.28%です。次、50代が582人で61.01%です。次、60代が943人で78.65%です。次、70代が893人で82.15%です。次、80代が339人で67.0%です。次、90代が67人で32.68%です。最後が100歳代ですが、お一人で50.00%です。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ありがとうございます。

100歳以上で一人いらっしゃったことは、本当に驚きますとともに感動しました。

次に、投票所ごとの投票率を伺います。

また、投票所ごとの投票率に大分差があるように思うのですが、その要因をどのように考えますか。アパートや移住者が多いところの投票率が低いように私は感じるのですが、そのような傾向はございますでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

投票所ごとの投票率、それぞれ順序で申し上げます。

初めに、第1投票区の地域包括支援センターが56.74%、次、第2投票区の西部ふれあいセンターが65.14%、次、第3投票区の横堀平団地集会所が67.54%、次、第4投票区の東部ふれあいセンターが52.53%、第5投票区の大山公民館が56.72%、最後、第6投票区の北部ふれあいセンターが68.58%。

以上が投票率でございます。

次に、投票所ごとの投票率の差の要因についてでございますけれども、初めの地域包括支援センター投票所と大山公民館投票所、さらに西部ふれあいセンター投票所の3か所につきましては、他の投票所に比べまして2倍から6倍の有権者数となっております。この3か所の投票率が低下した場合には、全体の投票率が下がるというふうになります。

いずれの地区におきましても、4番議員さんがおっしゃるとおりアパートでありましたり、新たな住宅団地等が造成されておりました、身近な選挙ほど関心が低い傾向にあるのではないかとこのように思っております。

また、東部ふれあいセンター投票所につきましては、新たな住宅団地が本村では最初に造成された地域でございまして、その時期以降、投票率が最も低い状態が現在も推移しております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 詳細な答弁をありがとうございました。

3か所については2倍から6倍の有権者数があり、その投票率が下がると全体の

投票率が下がる。納得できます。

今回の選挙の投票率の結果から見えてきたことは何かをお伺いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4 番議員さんにお答えをいたします。

今回の選挙に限らずでございますけれども、全国的、全県的に共通した状況でございますけれども、その中でも本村、本年の 4 月以降に執行されました県内市町村の議会議員一般選挙の状況を見てみたいと思います。

まず、執行されましたのが 20 の市町村でございます。そのうち、無投票が 4 市町村、さらに前回の投票率を下回りましたのが 12 市町村でございました。また、前回が無投票のために比較できないのが 3 町村。また唯一、前回は上回りましたのが本年 7 月に執行されました福島市の議会議員一般選挙でございまして、前回は 0.61 ポイント上回って 41.97% の投票率でございました。さらに、皆さんの記憶にも残っていращるかと思存しますが、4 年前に執行されました国見町議会議員一般選挙におきましては、定数 12 に対して立候補されましたのが 10 人という定員割れも発生しております。

このような状況を見ますと、本村のみならず福島県内、さらには全国的に議会政治等に対する有権者の関心が薄れてきているのではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） ありがとうございます。

全国的に、全県的に低下の傾向は否めないということでございます。先ほどの本村の年代別の投票率、投票者数を見ますと、やはり若い世代の投票率が低いと言えるでしょう。やはり結婚されて子育てなど始まりますと、いろいろな教育やその他、村の制度について関心を持つことが多くなると思います。やはり一番は、政治に対する関心が低いことが要因ではないかと思われます。気温が暑過ぎたことも、少なからず影響しているのかもしれないと私は考えております。

大玉村議会議員選挙の投票率を過去に遡ってみますと、補欠選挙を除く本選挙に関してですが、今から 24 年前、1999 年には何と 89.49%、2003 年には 83.44%、2007 年に 80.62% と 80% 台を保っておりましたが、2011 年には無投票で、その後の 2015 年には 69.25% となり、2007 年より 11.37 ポイントも下回りました。そして、2015 年以降、無投票を挟んでの今回の投票率は 59.14% ですから、どうしても無投票の次の選挙では関心が薄れて投票率が低くなっているように感じます。

若い年齢層への啓発の在り方、どのような形で有権者に働きかければ効果があるのか、より多くの有権者が投票に参加する方策などについて、今後の投票率向上のための対策をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4 番議員さんにお答えをいたします。

年代別で関係での前回と過去の投票率、今、4番議員さんからお話がありました。1点だけ申し上げておきます。前回の平成27年に執行されました議会議員一般選挙との比較で申し上げたいと思いますが、一番投票率が下がりましたのが実は50代の方方で、前回よりも17.75ポイント下がっております。その次に低かったのが40代の方方で13.73ポイント下がっております。このように、今お話がありました20代、20代も当然14.87ポイント下がっておりますけれども、その後段のほうの年代についても下がってきていたという結果がございました。

そういったことで、今後の投票率の向上の対策というふうな問合せでございますけれども、まず選挙管理委員会が行う大切な業務の中では、選挙の際の投票率向上の啓発活動、これを重点的に行うというふうなことがございます。これにつきましては、年代を問わず全ての有権者の方々を対象としまして実施をすることとなります。

今、行っておりますのが、常時啓発としまして村ホームページであったり、広報紙を活用して選挙に関する情報を提供させていただく。さらに、選挙時啓発としましては、防災おたまたま広報でありましたり、公用車を活用して放送を行う。さらに、ポスター掲示板の設置による啓発でありましたり、選挙時に発行いたします選挙公報の配布による啓発、さらには直売所でありましたり、大型店舗入り口での啓発などがございます。

また、これは若年層の対策でございますが、二十歳のつどいの際には選挙に関する啓発冊子を配布をさせていただいております。また、大玉中学校の生徒の方々に対しましては、生徒会の役員選挙がございますが、その際に実際に選挙で使用いたします投票箱でありましたり、投票記載台、こういったものの貸出しを行いまして、実際の投票と同様の体験をしていただいているところでございます。

今後につきましても、他市町村の対応等に関する情報を収集させていただきまして、さらに議員の皆様方からのご提案もいただきながら、より有効な啓発活動に努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 様々な啓発活動をされているということで、中でも中学校の生徒会選挙には投票箱の貸出しなど、リアルな体験ができることもかなり有効かと思います。

40代、50代で、前回との比較で一番下がった年代がその年代だという部長の説明でありました。現在の村の暮らしに満足している、もしくは自分の一票じゃ変えられないという意識が働いているのではないかと私、個人的には感じました。

転入者が多い地域の投票率が低いとすればですが、昨年9月定例会で私は地域コミュニティの課題について質問させていただいた際に、数か月に一度、本村へ転入された方への説明会を開いてはどうかと提案させていただきました。村が現在行っている政策や生活に密着した事柄を説明し、また、新しく入ってこられた方の質問や意見も伺い、相互理解の機会を設けることで、安心して本村での生活をスタートできるのではないかと。村のことを知ることで、村政に関心を持ってもらえるきっかけにつな

がるのではないのでしょうか。

村のことを伝えることは議員の務めでもあります。もしこのまま投票率の低下が進めば、民意が反映されにくくなる可能性があると思います。そうならないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、村長の考えを伺ひます。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 4 番議員さんにお答えをいたします。

選挙関係の啓発については選挙管理委員会の専決なので、村のほうも当然協力はしますが、ただ村長が行政を執行すると。それから、議会がそれをしっかりとチェックをしたりサポートをしたりするという二元制を取っておりますので、いろいろ要素はあると思ひますが、やはり議員の皆さんもできるだけ住民と近いところで意見を聞いたり、見えるような活動をしていただいて、立候補できるような年代になったら議員になろうかと思えるような、そういう議会活動もぜひ併せてお願ひしたいと思ひますが、我々行政としても、しっかりとやっていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） 村長のおっしゃるとおりでございます。私たちもさらなる努力に努めたいと思ひます。

さて、次の質問、障がい者にやさしい村づくりをに移ります。

本村では、令和 4 年 6 月に障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例が施行されました。障害のある方への理解や支援が拡大していることは、大変喜ばしいことです。障害のある方の自立を支援するためにも、現状を把握し、さらなる支援につなげたいと考え質問いたします。

現在、障害者手帳を持っている方の障害区分ごとの人数をお伺ひします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4 番議員さんにお答えいたします。

障害者手帳は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種類の手帳を総称した一般的な呼称ということでございます。今年の 8 月末現在で身体障害者手帳が 3 1 0 名、療育手帳の所持者が 1 2 2 名、精神障害者保健福祉手帳の所持者が 7 1 名ということになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4 番。

○4 番（渡邊啓子） その中で身体障害者手帳を持っている方の障害区分ごとの人数を伺ひます。また、肢体不自由で車椅子を使用している方の人数もお尋ねいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4 番議員さんにお答えいたします。

8 月末現在の身体障害者手帳の障害区分ごとの人数ということでございます。視覚障害の方 1 0 名、聴覚、平衡機能障害の方が 3 9 名、音声、言語、そしゃく障害が

7名、肢体不自由が175名、心臓機能障害が49名、腎臓機能障害が20名、呼吸器機能障害が4名、膀胱、直腸機能障害が16名、肝機能障害が1名ということになってございます。

また、過去10年間において、障害者総合支援法によりまして補装具費用の給付を受けた車椅子を使用している方、こちらにつきましては、同じ8月末現在で14名というふうに村で把握してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 障害者手帳をお持ちの方の人数や、身体障害者の方の区分ごとの人数を伺いました。決して少ない人数ではないと思いますので、私たち村民のさらなる理解がまだまだ必要だと感じました。

障害者雇用率制度では、事業主に対して従業員の一定割合以上の障害者の雇用を義務づけております。現在、民間企業は2.3%、国、地方公共団体は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%となっています。本村の役場職員における障害者雇用の現状をお伺いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の障害者の雇用の促進に関する法律、これに基づきまして、毎年6月1日現在における障害者である職員の任免に関する状況の通報、この通報が義務づけられております。その中で本村の状況を記載しました通報書というものを、二本松公共職業安定所を経由の上、福島労働局長に毎年提出しているところでございます。

本村におきましては、村長部局が通報の対象となっておりますが、法に基づき雇用が必要となる障害者2人に対しまして、現に2人の雇用を行っておりますので、法定雇用率は達成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 村では基準をきちんと満たしていることが分かりました。

たとえ少数でも、安心して働ける職場があるということは、障害のある方にとって貴いことです。

障害者優先調達推進法というのがございます。平成25年4月に施行されました。私の夫が勤務する会社でも、ふれんどり一大玉さんをはじめ、何か所かの障害者就労施設に仕事をお願いしているところです。今回、いろいろ調べているうちに、この障害者優先調達推進法というのがあるのを知りました。

厚生労働省の資料によりますと、この法律の趣旨として、次のように書かれています。「障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民

間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取り組みが行われてきました。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。」とあります。

そこで、次の質問をさせていただきます。

村の過去３年間の調達実績をお伺いします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） ４番議員さんにお答えいたします。

障害者就労施設からの物品の調達状況ということでございます。

まず、令和元年度でございます。あだち共労育成園さんに、子育て包括支援センターの広報啓発の物品ということで４１万４００円、それから本宮にありますスケッチブックさんのほうに、健康ポイント事業のパンフレットの印刷ということで１９万１，８４０円、それからふれんどりー大玉さんに区長文書の配布業務ということで１３万円をお願いしてございます。

令和２年度につきましては、同じくあだち共労育成園さんに子育て包括支援センターの出産記念品を調達しておりまして、こちらが４１万８，０００円、スケッチブックさんに子育て応援の手引、健診のしおり、その印刷ということで１２万５千４，１１０円、それからふれんどりー大玉さんに区長文書の配布ということで同じ１３万円ということでございます。

令和３年度につきましては、あだち共労育成園さんに子育て包括支援センター、同じくこちらは３年度は２９万円、スケッチブックさんには健診のしおり、それと封筒の印刷ということで２万８千９，７４０円、ふれんどりー大玉さんにも区長文書の配布業務ということで、３年度につきましては１２万円をお願いしているところでございます。

令和４年度でございます。あだち共労育成園さんに子育て支援センターの出産記念品ということで、同じものでございますが２０万９，０００円。ふれんどりー大玉さんに区長文書の配布業務ということで１万３千８，０００円、以上のような調達実績ということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ４番。

○４番（渡邊啓子） 村でも毎年、障害者就労施設からいろいろと調達していることが分かりました。施設の工賃は安いということもございますので、今後もさらなる発注の拡大をご検討くださるようお願いして、次の質問に移ります。

障害のある当事者やそのご家族の方から要望や困り事を聞く懇談会等は、どのくらいの頻度で行われているのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） ４番議員さんにお答えいたします。

これまで、障害をお持ちの方々との懇談会につきましては随時実施してきており、

農福連携に向けた話合いや人工内耳の体外機の購入助成制度の創設につながる、そういったこともございます。

また、昨年6月に制定されました障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例に基づきまして、障害をお持ちの当事者をはじめ、福祉団体、就労支援機関、教育関係機関等の協議の場として、大玉村障害福祉推進協議会を設置し、今年8月に第1回の話し合いが行われたところでございます。

今年度は第7期障がい福祉計画等の改定の時期でもありますことから、今年度あと3回程度の開催を予定しておりまして、計画策定を含め、障害福祉の問題などについてその場で協議していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 今年度はあと3回予定しているとのことでした。話を聞いてもらうだけでも気持ちが軽くなるということがあると思います。

懇談会開催の案内等は、郵送でお知らせしているのでしょうか。また、懇談会の会場はどこで行われることが多いのかを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

懇談会につきましては随時ということで、それぞれ懇談会ということも含めまして障害がある方々、またそのご家族、面談等々でいろいろとお話を聞かせていただいたり、お話しさせていただいたりというような個別の案件もございます。また、農福連携関係であったり、障害福祉推進協議会につきましては、それぞれ代表の方々にお願いしまして通知して、会議に臨んでいただいているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ありがとうございます。

随時、それぞれ面談等で個別の案件もある。そのような場合当然足の不自由な方への配慮などもされているのかなと思います。

声を上げられる方はよいのですが、声を上げられない方の声なき声を拾い上げるのも、私たち議員の役割だと思っております。村では懇談会のほかに定期的なアンケート調査なども行っているのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

今年度、今進めております障がい福祉計画、そういった計画を立てる際にアンケート調査ということで実施しているところでございます。そういった内容でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） こちらの、令和3年3月になりますが障がい者基本計画や福祉計画などの冊子がございます。こちらにあだち地方地域自立支援協議会というのがあり、

4つの部会を組織し、それぞれ情報収集や意見調査、解決案の提起をしているということが記されておりますが、この情報収集というのはどのように行っているのでしょうか。この組織のメンバーにお任せなのか、お伺いします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

自立支援協議会、4つの部会ということでございます。部会それぞれ、就労支援であつたり子育て支援ということで、部会活動してございます。部会の中でそれぞれに事務局会議というの開催しながら、その中で事務局として情報収集し、そして懇談していく、会議を持っていくというような流れで進めております。また、年度内全体会ということで、それぞれの情報を集約しながら会議を進めているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 障害は多種多様であり、当事者や家族、身近な人に障害をお持ちの方がいるなどの場合でないと、分かったつもりでもなかなか理解が難しいものです。これまでも、村では障害のある方への支援に注力してくださっておりますが、中には置き去りにされていると感じている方もいらっしゃいます。一人一人に寄り添うことで現状を把握し、さらなる支援を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、4番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

1番館下憲一君より通告がありました「高齢者の買い物支援について」ほか1件の質問を許します。1番。

○1番（館下憲一） 1番館下憲一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました2件について、これより一般質問を行います。

質問に先立ち、いわき市において9月8日の夜間、降り続いた台風13号により、豪雨被害により1名の方がお亡くなりになりました。また、多くの方が被災され、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復興を願います。

大玉村でもいち早く自主避難所を開設するなど、適切な対応であつたなと感じております。また、このような災害が大玉村にも発生するということが考えられますので、住民の安全の確保を第一に、事前の対応をしっかりと当局のほうにお願いをするものがあります。

それでは、質問に入ります。

1、高齢者の買い物支援についてであります。高齢化社会を迎え、免許返納やコロナ禍で外出困難な高齢者が増えています。村では、買物支援事業等に取り組んでおりますが、2025年問題、超高齢化社会を迎えるに当たり、村の現状や課題について伺います。

(1) について、国では2021年10月の高齢化率が28.9%であり、日本の平均寿命は、2020年の数字でございますが男性が81.47歳、女性は87.57歳となっております。恐らく、今後ますます寿命が延びていくのだろうと思われまゝす。それでは、村の高齢化の過去5年の推移と現状について伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 1番議員さんにお答えいたします。

高齢化の推移ということで、65歳以上ということで高齢化ということで問われております。平成31年3月末でございます、26.3%、それから令和2年3月末、令和元年度でございます、26.6%、令和3年3月末、27.3%、令和4年3月末、27.6%、5年の3月末、27.8%というような流れでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） ありがとうございます。

やはり大玉村も、国と同じような形で高齢化がどんどん進んできているというような内容が、今の数字で分かるかと思ひます。いずれにしろ少子化が続く中、高齢化がどんどん進んでいくという、大変、子育て世代にとってもかなり厳しい状況になってくるのかなというようなことが、この数字から推測されるのかなと思ひます。

それでは次に、買物支援、移動販売等についての現状と課題についてお伺ひします。

今、村のほうでは移動販売のほうを一生懸命頑張つてやっておられると思ひますが、村民の方が全てそれで高齢者の方が満足できる状況ではないと、もちろん思ひますけれども、住民の方が近くのお店で買物したいというようなことは、常々私のほうでも聞いておりますので、そういった中身も含めて、この支援事業の現状と課題等があれば答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

買物支援事業、いわゆる移動販売につきましては、令和2年度に移動販売車を導入いたしまして、村内の事業者に貸与をいたしまして、現在運用をしているところでございます。この運用実績につきましては、村内を中心といたしまして41の巡回箇所、現在定期的に利用されている方が72名ということでございます。なお、年間の運用日数につきましては、延べ日数で約280日、通常ですと月曜日から土曜日までというふうなスパンで巡回をしているところでございます。

課題といたしましては、この移動販売事業、これらを継続していただける、こういった成り手の方が不足している。あるいは超高齢化社会を迎えまして、例えば通信販売、それから食材の宅配、そういった状況の変化もございまして、若干利用者が減少傾向にあるというふうな状況を捉えてございます。

いずれにいたしましても、このような社会情勢、あるいは移動販売、こういった需要、そのほかにもまたステーションといいますか、停車場所を設けてほしいと、そういうような需要を把握しながら、対応を検討してまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 答弁ありがとうございました。

やはりこの移動販売を、例えば台数を増やすような内容であっても、なかなか成り手がいないというのは結構大変な課題であるのかなと思っております。ただ、ニーズがどうしてもありますので、そこは何とか調整をして、今の台数を維持もちろんしなくちゃならないと思いますし、さらには拡大に向けて努力してほしいなど。

それから、今ほど部長のほうからお話がありましたが、いろんな手法が出てきておりますので、そういったもろもろ、どんどん積極的に、もうほとんど2025年ですから、あと数年しかないという中でございますので、スピード感を持って取り組んでいただければと思います。

それでは次の（3）について、免許返納等によりやはり容易に高齢者の方が買物できない。そんな中でまちなかふれあいかよい路なり、各ふれあいセンターなどの場所を活用して買物支援が受けられる等の高齢者のニーズを把握しながら、そういった対応をする考えはありますでしょうか。村の答弁をお願いします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 1 番議員さんにお答えいたします。

高齢者の方の買物に対する支援につきましては、昨年度末に実施しました高齢者福祉計画、その策定に係るアンケート調査等を参考にしまして、高齢者のニーズに合った対応策というのを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 答弁ありがとうございます。

やはりどうしても近くで買物したいという声が多いため、かつてのような時代のような、町なかで買物できるような状況になれば一番いいとは思いますが、なかなかお店を閉めるほうが多くて、もちろんお店を出しても、なかなかやっていけないというのが現状なのかなと思いますけれども、どうしてもやはり買物の足が問題になってきますので、そういったニーズ、場所の問題であったり足の問題であったり、そういった複合的な内容を検討して、早急に対応していただければと思います。

それでは次の質問に移ります。

（4）についてでございます。大型スーパーやコンビニエンスストアができて、住民は大変便利になっているかと思えます。ただ一方では、個人商店が減少している中、空き店舗の活用や現在営業しているお店の支援等、考えがあればお聞かせ願います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 1 番議員さんにお答えいたします。

空き店舗につきましては、その多くが店舗兼住宅ということで使用されており、店

舗部分のみの独立しての利用が難しいというところはございますが、活用できる店舗があれば、調査して利活用を図ってまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

個人商店等の現在営業している商店等への支援等の考えというふうなお尋ねでございますが、現在営業いたしております商店等に対しましては、商工会あるいは商業振興協同組合を通じまして、飲食店等のエール券、あるいはプレミアム付商品券による消費喚起、さらにはさくらカードポイントの割増し、こういった事業のほか、コロナ融資に関する利子補給の補助金等の事業も実施しているところでございます。

今後も、この資材あるいは燃油高騰の状況、的確に把握いたしまして、商工会あるいは商業振興協同組合と連携、協力しながら、必要な支援策について進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 答弁ありがとうございます。

飲食店関係のエール券、非常に好評だということで、私も利用させていただいております。

あとはその商品券でございますが、地元の小売店はもちろん使用できるんですが、大型スーパーのほうでも使用できるということで、大分そちらのほうに行ってしまう傾向があるのかなと。当然、消費者の考えでございますので、それは何とも言えない部分でございますが、できれば小売店のみが使えるような、飲食店ですと村内の営業している方が対象で、非常に効果が上がっているというふうに認識しております。

ですので、同じような中身でいけるかどうかは分かりませんが、その辺を検討していただいて、小売店に有利なそういう商品券なり買物応援の支援などを考えていただければ助かりますが、そういった考えをお持ちでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のように、商業振興協同組合発行の共通商品券、これにつきましては村内の大型量販店、こちらでも使用ができるということで、ご指摘のとおりでございます。したがって、以前と比べて比重を重くしていますのは、さくらカードのポイントの割増し事業のほうに、よりプレミアム付商品券からポイントカード、このポイント付与のほうに比重を移しているというふうな現状でございます。

今後につきましても、このような状況をよく見極めながら、より村内の商店に足が向くような、そういうふうな施策についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 答弁ありがとうございました。

それでは次の質問に移ります。

2 番目の質問でございます。有害鳥獣被害防止対策について伺います。

イノシシ等有害鳥獣の被害防止のために様々な取組をしていると思います。鳥獣被害対策実施隊や捕獲活動従事者の高齢化により、今後の対応について厳しい状況であるために、次の内容についてお伺いいたします。

（1）近年は電気柵等が整備されて被害についても減少傾向にあるのか、過去2年から3年間のイノシシ等の被害状況を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

過去2年から3年間のイノシシ等の被害状況ということでございますが、大きな部分で申し上げますと、令和2年度につきましてはイノシシによる水稻被害、これが25アールで約25万1,000円の被害でございます。

令和3年度につきましては、イノシシでこの年に関しましては被害報告が水稻、大豆、バレイショ等が被害に遭っているということで、全体で被害額が約18万円ほどの被害となっております。

令和4年度につきましては、こちらも水稻でありまして、イノシシによる水稻被害で14アール、約15万円ほどの被害というふうなことで、約3年間の農作物被害額が60万円弱というふうな状況でございます。

続いて、カラスによる果樹等の被害、こちらにつきましては約30万円ほどというふうなことでありまして、カラスにつきましては日の出前や日没後、こちらの猟銃の発砲が行えない時間帯における活動が多いものですから、捕獲、駆除がなかなか進まない傾向にございます。

また、近年増えてきておりますのがハクビシンについて、家屋に入るふん害あるいは野菜等の食い荒らしが目立っているというところでございます。

また、ツキノワグマが山間部から人里のほうにて目撃されるというふうな被害報告も出ておりまして、近年では平野部での目撃、こういったものも多くなっているというふうな現在の状況でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 答弁ありがとうございました。

イノシシについては被害がある程度出ていると。

結構最近、私も聞くんですが、ハクビシンの被害が何か多いということで、また一時期ちょっとハクビシン少なくなったみたいな話も聞きましたが、またここに来て上げているのかなと。

こういった対策について、駆除隊のほうで対応はしてくれているんだと思うんですが、わなの貸出しといいますか、そういったものを当然、許可を持っている人じゃないとかけられないと思うんですが、わなの個数とかはある程度確保されているのか、

答弁をお願いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 1 番議員さんにお答えをいたします。

ハクビシン等小型の鳥獣害に対するわなの用意でございますが、現在のところ3基から5基ほどございますので、こちら貸出しというわけではなくて、やはり鳥獣捕獲でございますので、自治体のほうに依頼して、ただ捕獲、わなにかかったとかそういった報告については、住民の方にもお願いしながら協働してやっていく、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 答弁ありがとうございました。

今そういった活動を頑張ってやっておられると思うんですが、もっともっと増やしていけないと、なかなか被害のほうの減少につながらないかなと思いますので、ぜひ予算のほうを確保しながら、駆除のほうを進めていただきたいと思います。

それではその前にもう1点、今ほどの駆除の関係で、例えば地区ごとに集中的にやるとか、それが果たして効果がどのくらいあるのかはちょっと不明な部分もあるんですが、そういった何か今までとは違うような対策の方法とかを検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

鳥獣捕獲実施隊の中で現在、班分けということで地区割りで、ある程度隊員の方を割り振らせていただいて、その中で隊長、副隊長との連携の下で、その班の中である程度機動的に捕獲、そういった対応ができるような体制を取っているところでございます。当然、議員ご指摘のように、ある程度の実施隊の人数、これがいて成り立つものでございますので、今後もそういった形で内部でよく協議をしながら、現状に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 答弁ありがとうございました。

ちょっと私も調べ不足のところはありますので、ぜひそういった何か今までと違うような駆除がよその地区でもやっていると、そういう情報があればどんどん教えていただいて、駆除のほうを進めていきたいと思いますので、行政のほうの情報収集にもお願いしたいと思います。

それでは次の（2）の質問に移ります。

鳥獣被害対策実施隊について、現在の隊員数及び銃による狩猟免許の所持者数を伺います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 1 番議員さんにお答えいたします。

村の鳥獣被害対策実施隊の現在の隊員数は21名でございます。また、銃の狩猟免許、いわゆる第1種猟銃免許でございますが、所持者につきましては9名でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） ありがとうございます。

銃の免許については9名の方が今、活動されているということでございます。

それで、3番のほうに移りたいと思います。

狩猟免許等の補助があり、有効に活用されているのか。また、鳥獣被害対策実施隊の確保について、今後、高齢化しておりますので、今後どのような確保のそういう対策を取られるのか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

狩猟免許等の取得に関する補助に関しましては、イノシシ被害が増大いたしました令和2年度に、有害鳥獣対策支援補助金の制度を改正いたしまして、狩猟免許の取得あるいは狩猟者登録の合格に伴う経費の全額を補助対象としたところでございます。これに併せまして、全戸配布文書あるいは広報紙で周知活動を行いました結果、多くの方に狩猟免許を取得いただきまして、令和3年度につきましては新たに11名の隊員を実施隊員として任命し、隊員数ほぼ倍増となる23名体制とすることができたところでございます。

さらに、免許取得後における3年に一度の更新に係る費用につきましても補助を行っておりまして、この補助金につきましては組織安定に大きな役割を果たしているというふうに考えているところでございます。

実施隊員の確保に関しましては、議員ご指摘のように高齢化による実施隊員の減少が今後考えられますので、これら、こういった制度の周知を定期的に行いまして、定期的な人員の確保が課題であるというふうに考えてございます。

また、最近では若い年代層からの狩猟免許取得、それから実施隊の活動、そういったものに関する問合せ、相談等もございますので、これらについては丁寧に説明をしながら、実施隊員の増加につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（舘下憲一） 答弁ありがとうございます。

いろいろ今後対策していきたいという中身であると思います。

しかしながら、今年の5月に長野県で猟銃による立て籠もり事件が起きまして、残念ながら警察官を含む4人の方々がお亡くなりになられたという痛ましい事件が起きました。このような事件が起きると当然、所持の関係については特に厳しくなっていくのかな。民間の方が、例えば若い方が要望しても、なかなか許可が下りないとい

うような状況になるのではないのかなということが懸念されます。

しかしながら、大型の獣害の駆除についてはどうしても銃が必要であり、銃がないとなかなか駆除ができないというのが現状であります。そういった関係で、なかなか民間の人が駆除隊に参加するというのは非常に厳しい状況の中でありますので、ぜひとも職員自ら崇高な気持ちで所持を積極的にしていただきたいと思いますが、その点に関しまして村長の考えはいかがでしょうか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 1 番議員さんにお答えをいたします。

今、猟銃所持をされている方が 9 名、多く感じますが、実際に活動されている方は 5、6 名の方、平均年齢も 70 後半になっているような状況ですので、あと 5 年したら、猟銃で熊が出て駆除隊が編制できないという大変危機的状況だというふうには認識しております。一般の散弾銃の場合には駆除は無理だということです。非常に弱いと。ですから、ライフル銃じゃないと熊とかイノシシの実際の駆除はできないというのが現実ですので、これは 2 名程度しか今実際問題できる方がおりませんので、大変危機的だというふうには認識はしております。

何年前か、大分前ですが、役場職員 5 名、6 名に、管理職をお願いをして、猟銃所持の許可を取っていただいた。そのうち実際数名の方が、今も所持して駆除隊にも入っていただいているということです。これは個人のことで職務命令ということではありませんが、ぜひ今日ここに管理職がそろっておりますので、率先して取り組んでいただければ大変ありがたいなというふうに考えております。

所持については十数万円、試験取得にはかかりますが、これ全額村で持つということ、それから猟銃についても購入するときには半額だったと思いますが、上限はありますが補助をします。ですから、そういう面ではあまり個人の負担をかけないで受験することが、取得することができます。

あと、狩猟を目的とした場合には警察のほうでも試験に通れば問題なく、近所の話を聞いたり本人の病歴とか、いろいろ個人的なことのチェックはありますが、ほとんどの方は問題なく取得すれば登録されるということもありますので、あとはもっと村民の皆さんにこの状況をお知らせして、協力をいただければなというふうに考えております。非常に危機的状況だということについては認識をしております。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（舘下憲一） 心強い答弁ありがとうございます。

ぜひ駆除隊のほうに入れるように、志のある職員の方の加入をお待ちして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、1 番舘下憲一君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前 11 時 20 分といたします。

（午前 11 時 06 分）



○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 3 番菅原貴子君より通告がありました「村政懇談会の開催目的、開催状況とそこで出された意見等の村政への反映等の進め方について」ほか 1 件の質問を許します。3 番。

○3 番（菅原貴子） 3 番菅原貴子です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告しました 2 件について、これより一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

一般質問に移ります。

村政懇談会の開催目的、開催状況とそこで出された意見などの村政への反映等の進め方について、お尋ねします。

村政懇談会は、村政に対して村民から直接意見、要望を聞く機会として、また村民に村政に関心を持っていただく、あるいは村政への理解を得る機会として大変重要であり、大いに活用する必要があると考えます。

しかし、ここ数年は新型コロナウイルス感染症などの状況にあり、同懇談会の開催は休止されていましたが、今年 5 月以降、村内、幾つかの行政区で同懇談会が開催されていたようで、その開催目的等について、次の 3 点についてお伺いいたします。

1 点目、村政懇談会の開催目的、令和 5 年度の具体的な開催状況、ホームページ等に掲載されてはありますが、村民の参加者数及び今年度の今後の開催予定をお伺いいたします。

また、私も本年 5 月に大玉 13 区での同懇談会に出席しましたが、村側の出席者に比べ村民の参加者はごく少数でありました。より多くの村民に参加していただき、同懇談会の開催効果をさらに高めるため、例えば仕事を持っている方や子育て世代が参加しやすい日時に開催するなど、開催方法を変更する考えはありますか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3 番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の村政懇談会の主な開催目的につきましては、現在村の取り組んでおります将来を見据えた重点事業等につきまして説明を申し上げ、その後ざっくばらんにご意見やご要望をお伺いいたしまして、今後の村政に反映すること並びに住民の皆様方とのコミュニケーションを図るということを目的としております。

現在までの状況につきましてでございますけれども、5 月 26 日に大玉 5 区の皆様方を対象に、西部ふれあいセンターにて 5 名の参加をいただいております。また、5 月 30 日につきましては、大玉 13 区の方を対象に大山公民館にて 6 名の参加で開催しております。また、6 月 23 日は大玉 3 区でございまして、改善センターにて 6 名の参加をいただきました。6 月 27 日でございますが、大玉 17 区の方々を対象に西部ふれあいセンターにて 7 名の参加をいただいております。6 月 30 日でございますが、この日は大玉 6 区の方々を対象に西栄集会所におきまして 15 名の参加をい

いただきました。また、7月7日につきましては、大玉1区の方々を対象に小姓内集会所におきまして8名の参加をいただいております。さらに8月21日におきましては、大玉2区の方々を対象に下町集会所におきまして11名の参加をいただいたというのが、今までの状況でございます。

今後の開催予定としましては、大玉9区の方々より1月中旬の日曜日の開催希望があります。また、大玉12区の要望でございますが、9月中の午後7時からの希望が出されておきまして、今後詳細日程を調査、調整するということにしております。また、その他の行政区につきましても開催日時等含めまして今後、日程調整をさせていただく予定でございます。

次のご質問でございます。

今回の村政懇談会につきましては、土曜日、日曜日関係なく、行政区長さんからの希望に合わせさせていただきまして日時場所等を設定することとしておきまして、行政区における都合を最優先に開催をさせていただいているところでございます。したがって、少なくとも1巡目につきましては、行政区の希望に合わせるという形で開催をさせていただきたいと考えております。

その後でございますが、1巡目の懇談会に参加できなかった方々を対象としまして、改善センターでありましたり、各ふれあいセンターでの開催も予定しているところでございます。さらに、次年度以降も継続して実施したいというふうに考えておきまして、今後の開催方法につきましてはその際に再度検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 私が心配しておりました、平日ばかりの開催と思っておりましたが、土日も考えていらっしゃるということが分かりました。これからもよろしくお願いしたいと思います。

次に、村政懇談会の開催予定については、広報おおたまや防災おおたま広報によって事前に広報が行われておりますが、同懇談会で出された意見、要望等について、私たちは知ることができません。今後それらを概要だけでも公表する予定はありますか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

今回の村政懇談会につきましては、それぞれ行政区ごとに実施をさせていただいております。先ほどお話ししたとおりでございます。現在までのところ、その行政区内の身近な要望が多い傾向がございました。例えば道路の改修でありましたり、水路の改修、そういった、よりその地区その地区に身近な問題を提起していただいていた傾向がございます。そのため、その場で解決できるものが多いというような状況でございます。逆にその場で回答できないものによりまして後日、区長さんを通じまして、それぞれの行政区のほうに回答するというふうな方法を取っております。

ご指摘いただきました公表の件につきましては、今後村民の皆様にご知らせす

る必要のあるものに関しましては、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） ありがとうございます。

その場で回答していただいていることもたくさんあるかと思います。これからも村民に寄り添った村政懇談会をやっていただけるとうれしいと思います。

次に、村政懇談会において村民から出された意見、要望等について、村政への反映をどのように取り扱うかを検討することはありますか。また現状、具体的に村政への反映を検討している、または既に村政に反映させた意見はあるか。2 番とちょっと重複しますが、よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3 番議員さんにお答えをいたします。

今回の村政懇談会におきましては、様々なご意見をいただいておりますけれども、極力その場で回答するように、または既に解決したことも多々ございます。また、その場で回答できないものにつきましては、全て各部長が出席しておりますので、役場に持ち帰りまして、庁内で協議検討を実施いたしまして、後日、区長さんを通じて回答するという事としております。

なお、予算措置が必要であったり、時間を要するご意見、ご要望につきましては、その旨を一旦、区長さんに回答させていただいて、時期とタイミングにより対応をしていくこととしていただいております。

また、具体的な村政への反映の検討でありましたり、既に反映済みの意見等があるかとお尋ねでございますけれども、例えばある会場におきまして、いぐねの管理の中で、住宅の周りにありますいぐねです、そういった管理の中で、花粉の少ない苗木等のあっせんはできないかのご意見をいただいておりますけれども、今議会におきまして、苗木の購入費用に係る予算を計上させていただいております、こういった既に反映させていただいた事例があるということは、ご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 部長よりお答えいただいた件で、納得できる点がたくさんありました。これからもよろしくお願いいたします。

次に、2 番目の、2 番目というか2 番の質問です。

農地法に基づく農地利用状況調査により確認された農地の違反転用事例への対応についてお尋ねします。

農業委員会では、農地法に基づく遊休農地の実態把握と発生防止、解消、農地の違反転用発生防止、早期発見などを目的とした農地利用状況調査を毎年実施することとされています。令和5年度は9月に実施することが広報されていますが、昨年までの農地利用状況調査結果やその後の対応について、次の2点についてお伺いいたします。

1 点目は昨年度までの農地利用状況調査において、農地法の許可を受けていない農

地違反転用事例は確認されていますか。また、確認された事例に対してどのような対応が行われたのか教えてください。

○議長（押山義則） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 3 番議員さんにお答えいたします。

令和 4 年度の農地法第 30 条に規定します農地利用状況調査におきまして、4 件、面積で 2, 283 平米の違反転用を確認しております。現況は露天駐車場、資材置場等として利用されておりました。確認後の対応としましては、てんまつ書の提出を求めまして、原状回復か、農地法に基づく転用許可申請を追認で行うか、判断を委ねておるところでございます。昨年の例としましては、4 件全ての違反転用に関しまして、転用許可申請により追認するというふうにつながっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 農地の違反転用事例のうち、資材置場等に事実上、転用がされ、長年放置されたままとなっている事例は確認されていますか。このような事例は広報おたまに記載されたとおり、害虫の発生源になったり、有害鳥獣のすみかになり、近隣農地に悪影響を及ぼすことになるほか、日本一美しい村を掲げる村の景観への影響、さらには当該事例が小中学生の通学路付近にあった場合、事件、事故の温床にもなりかねず、村民の安心・安全を脅かすことにもなります。このような事例が確認されていた場合、どのような対応が行われ、またどのように改善を図られたのか伺いたいです。

今、農業委員会の方が、追認して違反事例はないとおっしゃいましたが、現実にあります。それは確認されているのでしょうか、教えてください。

○議長（押山義則） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 3 番議員さんにお答えいたします。

まず、今の質問、2 つ目の質問についてお答えさせていただきますが、違反転用が判明した場合には、農地所有者を訪問しまして是正措置の協議を行っております。結果としまして、追認での農地転用申請手続に至り、転用目的に沿った利活用がされたか完了届を求めまして、最終的に地目変更登記の有無を確認している状況でございます。

現在、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、担当地区内の農地利用の最適化活動の一環として随時巡回を行っておりますので、違反転用が疑わしい場合には、農地の所有者または賃借人に対して適正な管理をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

また、改善例としましては違反転用地が農業振興地域内の農用地であったケースがございまして、まずは県との協議により農振除外の決定、そして、その後てんまつ書を添えた追認での農地転用申請許可により地目の変更登記を経て、目的に沿った土地利用につながっているというところでございます。

そして、あと、現在でも違反転用があるということでしたが、今、継続協議中のと

ころは今2件ございます。個人が特定されない程度に申し上げますが、1点目につきましては一時転用の許可が昭和50年代に許可されていたと。要は許可期間が経過したにもかかわらず、原状回復がされないというところがございました。それにつきましては、当時その所有者と、あと借りていた方に対する指導を継続しておりましたが、現在も放置状態になっているという状況でございます。

その例に関してもう少し踏み込みますと、現在その所有者がお亡くなりになって、相続がされていないと。借りていた方、要は使ってそのまま放置されている状態の利用者、その方はちょっと体調不良により、その後は片づけることが、原状回復することができないということで、こうなると次の方法は親族の方にご協力を願うということで、協議を重ねているという事例がございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 農業委員会の方が大変苦勞なさっていることは重々分かっております。しかしながら、あのままでよいとは思いません。景観が悪いし、もしも小中学生があそこに連れ込まれたらとか、いろんなことを考えてしまいます。なるべく早急にあの原状を回復していただきたい。切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（押山義則） 以上で、3番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時40分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 2番渡邊初治君より通告がありました「村民の健康づくりについて問う」ほか3件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊初治） 2番渡邊初治です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました4件について、これより一般質問を行います。

村は、毎年総合健診、施設検診を実施しており、また、健康長寿を宣言し、様々な施策に取り組まれているところですが、令和4年度の成果報告書が配付されまして、97ページから102ページまでにその健診の結果が記載されております。

ところで、40歳以上の村民の方々が、一般健康診査と特定健康診査の対象者数と受診者数が調べても分かりませんので、受診率がよく分からないので、その一般健康診査と特定健康診査の受診者数と対象者数について、分かっていたらお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

令和4年度の40歳から74歳までの方を対象としました特定健康診査の受診率につきましては、1,330人を対象としまして受診者688人で51.7%というふうな数字になってございます。

また、75歳以上の方を対象としました後期高齢者健診につきましては、1,108人の対象に対して310人の方が受診、そして29.8%というような状況になってございます。

一般健診につきましては、今数字持っていませんので、後ほどまたお答えしたいと思います。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ただいまの、一般健診については後ほどということで、ありがとうございました。

（2）番についてお伺いします。受診対象者は各種保険等により、受診率に差があるのかと思います。受診率向上の手だてについて、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

受診者、受診率につきまして、村民の皆様の健康の維持と病気の早期発見、早期治療につなげるため、その必要性、そういうことについて、これまでも村広報紙をはじめ、ホームページ等で啓発しているところではございますが、今後とも、同じように広報紙、それからホームページ、また各種会議、健康に関する会議やそんなところで加入している保険にかかわらず村全体に周知するというところで継続してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

（3）番についてお伺いいたします。健康づくりのため、村内の各施設の利用向上の一つとして、年間を通して利用できる村民プールの利活用が考えられます。村民プールについては、村は医療費削減のため、平成元年4月にオープンしました。医療機関等の話を聞きますと、腰痛、生活習慣病の予防にはプールが有効とのお話もございます。

それで、大玉村民のために所管する教育委員会と健康福祉課の連携による健康増進の方策について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

現在、村民プールを利用して活動している団体は2つございます。1つは小学生を対象といたしました水泳教室、もう一つは年齢制限のない水中運動でございまして、いずれも村スポーツクラブに所属している団体となります。水中運動は、議員さんお話しのとおり、浮力により体への負担が少なく、水の抵抗により負荷の高い運動ができることから、健康増進のための有効な方法であると言われております。今後、こう

した団体の活動を広報紙等で広く周知することにより、より多くの方に参加してもらえるよう働きかけていきたいと思っております。

また、健康福祉課や関係機関と連携しながら、水中運動教室などの開催等についても検討して、健康増進の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2 番。

○2 番（渡邊初治） これからも広報しながら、利用増進のために方策を考えていくということでございますので、ありがとうございました。

2 番の農業の振興についてお伺いいたします。

水田利用による農作物の作付面積、これについては、成果報告書の 135 ページに記載されておりますので、私からは作物ごとの生産数量について、分かる範囲で結構でございますので、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2 番議員さんにお答えいたします。

村内の水田における農作物の作付面積ですが、令和 4 年度の実績により、主要な作物を申し上げますと、主食用の水稻 739 ヘクタール、飼料作物、主に牧草ですが 122 ヘクタール、あと飼料用米 56.2 ヘクタール、あとはソバ 15.3 ヘクタール、あとはキュウリ 2 ヘクタール等となっております。

これら以外にも、各種野菜、果樹、花卉等、様々な作物ございますが、生産数量について、村としては取りまとめたデータがございましたが、県の基準単収等から算出した作物について申し上げますと、先ほどの主食用水稻で 4,100 トン、飼料用米 370 トン、キュウリ 138 トン、ソバ 8.4 トン等となっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2 番。

○2 番（渡邊初治） 数量についても、ただいま数字をいただきましてありがとうございました。

それでは、（2）番についてお伺いいたします。水稻、稲作経営のことでございますが、受委託ができる個人・法人等はどのくらいあるかということでお伺いいたします。水稻稲作経営の、実際は受託できる作業全部ができる個人・法人というふうに考えておりますので、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2 番議員さんにお答えをいたします。

作業の受委託、これは農地の集約も含めてのことになりますので、村としては現段階において、この農家の数については正確に把握はできてございません。ただ、現在、作業の受託等を行っている個人あるいは法人等に聞き取りを行いましたところ、現時点ではまだ若干受託を増やせる、そういった余地はあるんじゃないかというようなお答えでございました。

しかしながら、春あるいは秋の作業受託であれば条件次第では受けられるんだけれ

ども、それ以外の例えば草刈りだとか、水の見回りだとか、そういったものについては全て一貫して請け負う、受託するというのはなかなか難しいというふうなご意見でございました。

また、こういった農家あるいは法人の場合、作業機械が大型化しておりますので、その圃場の状態、あるいは周辺の道路状況については受託できない場合もあるんだというふうなお話でございました。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2 番。

○2 番（渡邊初治） ありがとうございます。

ただいまの答弁のように、個人・法人の数についてははっきりした数字は把握していないということでございます。農業振興公社が立ち上がりました。

個人・法人の受託については、多少の増やせる状況があるということでございますが、今後、稲作経営をやめたい、縮小したいという農家が増えていく状況に、アンケート等では出ておりますので、この個人なり法人の受託が不可能と考えた場合に、その受皿として農業振興公社があるのではないかなというふうに理解をしておりますが、その場合に、人・機械・施設等も含めて、今現在はすぐには受託できないというふうに理解しておりますので、今後、どのように振興公社が人・機械・施設も含めて構築していくのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2 番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のように、今後の状況でございますけれども、稲作農家、稲作経営につきましては、作業委託あるいは農地を貸し出したいというふうな方が増加するということは容易に想像できるものでありまして、これらに対する対応が求められるというふうに考えてございます。

村と農業振興公社につきましては、定期的に打合せを行いまして、村の考え方あるいは農業振興公社の現在の進捗状況、そういったことを情報を共有しているところでございますが、現時点で振興公社が行っております事業と、それから今後展開していく方向について、ご質問の人・機械・施設というふうな点について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、人に関する点につきましては、現在、受託の自己の農業以外の農家、これらを支援できるというふうな方の支援者の募集を行っておりまして、この農家が所有している農業機械を有効に活用いたしまして、農作業を受託する体制整備を進めているところでございます。

現在、8 月から認定農業者を対象にいたしました農業支援者の募集を開始いたしまして、今後、順次新たなあだたらの里直売会員等にも募集対象を広げまして、人材確保に努めてまいりたいというふうに考えております。これは、一足飛びに農業振興公社が全てを受託するということではなくて、あくまで仲介役というふうなものをまず取り組んでいくというふうな内容でございます。

続いて、機械に関する点につきましては、特に草刈りというのが稲作農家の占める中でも、かなり過重になってきているというふうな状況でございます。一方で、今まで草刈りの受託、こういったものの中心的な役割を果たしていただきましたシルバー人材センターも、なかなか人材が集まらないというふうな状況でございます。こういった状況から、振興公社におきましては、自走式あるいはラジコン式の草刈り機等、導入を進めまして、今後、作業受託等について進めていくというふうな機械の整備を考えてございます。

また、農家さん同士の機械の融通、これを進めるために、同じく8月から農機具等のマッチング事業というものを開始いたしまして、例えば離農する、あるいは機械を更新する、そういったものによりまして使用しない農機具、また購入を検討している村内の農家さんに紹介、こういったものの仲介を行うことによって、機械の充実を図るような、そういった情報の収集あるいは発信活動に取り組んでいるところでございます。

最後に、施設に関する点につきましては、現在、農業振興公社、農業サポートセンターと今年度から堆肥センターの指定管理を受けまして事業を展開しているところでございますが、今後、本格的に農作業の受託ですとか、それから様々な作物の試験栽培、そういったものに備えまして、具体的な事業を進める段階になった際には、関係機関と協議をしながら、必要となる施設あるいは農地等の確保を検討するというふうなことを考えてございます。

いずれにいたしましても、事業の展開によって段階的にそれぞれの充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

それでは、農家が心配なく水稻作を、今後も受委託が心配なくできるように、今後ともお願いしたいと思います。

次に、3番の村の公共施設の維持管理についてお伺いいたします。昨年9月25日に、防災訓練の際に、ドローンによる空撮が参加者にお披露目されました。5つの区域の空撮でございました。改善センター周辺、役場庁舎周辺、大山公民館周辺、村民体育館周辺、アットホームおおたま周辺の主要な建物の屋根について見ることでございました。

そこで、公共施設の屋根の経年劣化が見られましたのでお伺いするわけですが、村民プールの屋根については、テニスコートから直接見ることができ、非常に憂慮する時期かなというふうに考えてきました。今後の維持管理について、どのように考えているかお伺いいたします。

また、ほかの公共施設についても、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2番議員さんにお答えをいたします。

先ほど、2番議員さんからお話ありましたとおり、村民プールにつきましては、平成元年のオープン以来、34年の長きにわたり、多くの方々にご利用いただいている施設でございます。この施設につきましては、施設内の各装置において塩素を使用しておりますために、当初、耐用年数が約20年と言われておりました。各施設の修繕を重ねまして、何とか現在に至っているというような状況でございます。

ご指摘の屋根等の修繕につきましても、施設の状況等でありましたり、その当時の財政状況を総合的に判断をさせていただきました上で対応をさせていただきたいというふうに考えております。

また、役場分庁舎でありましたり、村民体育館など、その他の公共施設につきましても、それぞれ施設管理者がおりますので、その意見をお聞きしながら、財政状況を勘案した上で修繕を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

それでは、4番の村道の維持管理についてお伺いいたします。

村道台帳につきましては、昭和55年に完成しまして今現在に至っているかと思えます。村道1級、2級の舗装に関しては成果報告書にございますが、管理計画について、あればお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 2番議員さんにお答えいたします。

村では、平成26年度に村道約334キロメートルのうち幹線道路に当たる1級村道8路線、2級村道16路線、その他の村道19路線の計59.5キロメートルについて、路面性状調査を実施しまして、舗装修繕工法箇所リストと共に、舗装維持修繕計画を策定しております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） 調査済みということで、リストもできているということでございますので、あまり劣化しないうちに計画的に、財政状況もあるかと思えますので、よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、（2）番についてお伺いいたします。村道安達太良線は、観光道路の一翼を担っていると考えます。この道路につきましては、平成10年にオープンしました県民の森地内のフォレストパークあだたらでございます。オートキャンプ場でございますが、この開設に村は間に合わせたというような状況かと思えます。したがって、この道路は、県道本宮土湯温泉線からフォレストパークを通っている岳温泉大玉線の2つの県道に通じる観光道路というふうに認識しております。

ここに書いてありますように、現況は草がというふうに書きましたが、これは9月1日の通告までにこのようになっていたということで記載をしましたが、昨日、現況を見てまいりましたところ、作業中でした。したがって、間もなくきれいな

道路になるというふうに、昨日感じてきたところでございます。まだ、若干の時間はかかるかと思いますが、そういうことでございましたので、今後について、観光シーズン前に作業ができるかどうかについてお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2 番議員さんにお答えをいたします。

村道安達太良線につきましては、議員ご指摘のように、本村を代表する観光地等がありますフォレストパークあだたら、あるいはアットホームおおたま、遠藤ヶ滝、これらに通ずる重要な観光路線であるというふうに認識をしているところでございます。

この除草が遅れた経過について、まずご説明申し上げますが、例年、シルバー人材センターに、お盆前の除草という形をお願いをしておったわけですが、先ほども答弁させていただきましたように、シルバー人材センターも深刻な、草刈り機を扱える人材不足というふうな現状でございまして、今年度につきましてはちょっと、この時期に合わせての草刈りの受託あるいは実施は困難であるというふうな連絡があったところでございます。

その後、受託者を探しまして、先ほども答弁させていただきましたが、農業振興公社において農業支援事業者、これらの登録を進めておりますので、振興公社と 8 月 24 日付で受託契約を結びまして、9 月 7 日から除草作業に入っているというふうなことで、議員ご指摘のとおりでございます。

今後につきましては、できるだけ早く受託者を確保し、時期を逃さずに除草作業を行ってまいりたいというふうに考えておりまして、受託者と共に、村が定期的な巡回をお願いしております作業員さん等とも力を合わせながら、維持に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 2 番。

○2 番（渡邊初治） ありがとうございます。

それでは、（3）番でございますが、安達太良線には照明灯が、電柱はありますけれども、1 基もついていない状況が見受けられるところでございます。私もアットホームを相当利用させていただいて、冬場も通行するわけでございますが、交通安全及び防犯対策の面からも少しずつでも設置できないか、考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2 番議員さんにお答えをいたします。

安達太良線沿線のいわゆる照明灯の設置状況でございますけれども、現時点におきましては、事業所で設置したものが 2 灯、それから村が設置、管理しております防犯灯が 1 灯、玉井地区防犯協力会が設置、管理をしております防犯灯が 1 基ということで、沿道、道路すぐ脇ではない箇所も含めて、計 4 基が設置されている状況であるということで把握してございます。

新たな照明灯の設置につきましては、今後、県道あるいは村道交差点付近を中心といたしまして、道路の形状等も考慮をいたしながら、地元の意見を伺い、防犯灯とし

ての設置を担当であります住民生活課と協議、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） 全部で4基あるということでございますが、私の認識不足かと思えますけれども、ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、2番渡邊初治君の一般質問を打ち切ります。

8番佐原佐百合君より通告がありました「教師の働く環境と今後の施策は」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（佐原佐百合） 8番佐原佐百合です。議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。

まず初めに、教師が働く環境の現状と今後の施策についてお伺いいたします。

先日、「大玉村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を読ませていただきました。いろんな事業がされており、先生方の頑張りも見えてきて、様々な事業をやられているんだなと感心いたしました。半面、保護者や祖父母の方から、先生方、何か忙しそうだねとか大変だねという、そういう状況も見受けられるという声も聞いております。

そんな中、中央教育審議会の特別部会は、令和5年8月28日に「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」ということで、文部科学大臣に提言をしました。この提言を踏まえて、本村の教師が働く環境の現状と今後の本村の施策についてお伺いいたします。

まず初めに、提言の中で、「教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではない」と指摘されています。本村でも危機的状況にあるのでしょうか。現状をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8番議員さんにお答えいたします。

中央審議会の特別部会の緊急提言では、子どもたちが抱える困難が多様化、複雑化するとともに、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として業務が積み上がり、教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではないとし、依然として、教員の長時間労働が課題となっていること、成り手不足の深刻化による教員不足が指摘されています。

本村におきましても、子どもたちが抱える困難の多様化、複雑化や、学校や教師への期待の高まりなど、他の学校と違いはありません。本村では、早くから各種施策を実施することによりまして、教師の時間外在校時間の改善は見られますが、特に、中学校では部活動指導の特殊性もあり、長時間労働は依然、課題と考えております。

また、教員不足につきまして、学校によっては配置予定の教員が全て配置にならない、また、産休や病気休暇の教員に対する補充ができないなど、依然として厳しい状

況が続いており、危機的状況にあるものと認識しております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） ありがとうございます。

子どもたちの多様化、複雑化、または先生たちへの期待の高まりから、先生の成り手不足であったり教員不足につながっていると聞き取れました。本村においても、中学校の部活動の課題であったり、教員不足があるということで、依然と厳しい状況であるというふうに受け止めました。教員不足、ここだけの問題ではないので、村だけで何とかできるわけではないでしょうから、ここは国にも頑張ってもらい、または教育業界の中で、先生になりたいなと思えるような環境にしていくことが大事だと思うので、私たち議員が口を出せることではないのですが、いずれ、やはり大玉の子どもたちのためには、教員を増やしていただいて、満足のいく教育課程を受けていただきたいと思います。

なので、危機的状況ではありますが、先生方の中で、大玉の学校はいいよ、行きたいなという、そんな雰囲気をつくっていただきたいと思います。

次に、提言には14の取組があります。教師の仕事を適正化するため、登下校対応や校内清掃、休み時間の対応などを、保護者や地域ボランティア、支援スタッフなど、教師以外への役割を分担するなどです。学校行事は重点を置くものを選び、準備も簡素化することなども盛り込まれています。本村でのこれらの対応についてお伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8 番議員さんに再度お答えいたします。

学校教師が担う業務の適正化の一層の推進を目指して、具体策として、今、議員さんおっしゃられたとおり、3分類された14の業務への取組が示されております。本村の取組として、具体的に、地域ボランティアの調整・連絡には、各学校に直接コーディネーターを派遣し、ニーズの把握やボランティアとのマッチングを行っております。調査などへの回答につきまして、学校への通知や依頼の精選を行うとともに、教育委員会でする限りでの回答に努めておるところです。

部活動には、部活動指導員の配置を継続的に図っております。授業準備には、県配置と併せまして、村独自でスクールサポートスタッフを配置し、補助的な業務を行うことにより教員の負担軽減に寄与しております。

また、非常勤講師や特別支援教育支援員、ICT支援員の配置も同様です。学校行事の準備・運営については、このたびの新型コロナウイルス感染症の対応を契機に見直しを行い、準備や運営を含め、簡素化を図りました。こうした村の対応とともに、登下校時の見守りボランティアや学校支援ボランティア、コミュニティ・スクール委員会なども含めた地域住民の皆さんにも大変ご支援いただいております。今後も、地域や保護者の協力を得ながら、学校と連携しつつ、さらなる業務の適正化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） ありがとうございます。14の取組のうち、もう半分ぐらいは既に取り組まれているということで、コーディネーターの方もうまく学校との間に入ってボランティアさんをつないでいらっしゃる。あと、調査については教育委員会のほうも協力をしている。あと、部活動についても、部活動の支援をしてくださる方がうまく見つかっているという。あと、授業の準備についてもスクールサポートスタッフなど、あと非常勤講師などで準備をしている。あと学校の行事も見直しをして、少しでも簡素化した形で進んでいるということを伺いました。

やはり、今の話を聞くと、地域住民の方と学校、ちょっと保護者の方の関わりが見えてこないんですが、答弁では、地域住民、保護者、学校ということで、一体となって進めていくとなっておりますが、保護者の方々、私もちょっと今子どもがいないので、現状、学校の保護者の方々がどの程度協力してくださるのか、子どもたちのことをどう思っているのか、学校に対してどう思っているのかというのが、なかなか、聞くことでしか情報入っていないんですけれども、この3つの関わり、地域、住民、あと保護者、学校、その中での保護者との関わる何か課題とか、何かそんなことってあるんでしょうか。分かれば、お伺いします。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

保護者の方々などからお話を聞きますと、もっともっと自分たちも学校に関わっていきたいんだという気持ちを持ってくださっている保護者の方が多数おられます。ただ、ここ3年間ほど、いわゆるコロナの対策の関係で、各学校行事等も保護者の方の参加を見合わせていただいたり、あるいは参加していただくにしても、人数を絞ったりというふうにしてやってきている経緯があります。

ただ、今年度以降につきましては、コロナが5類移行したということもありますし、近いところでは今月末におおたま・オータム・フェスタを予定しておりますけれども、そちらにも保護者の方のボランティアを募って、保護者の方にもいろんな役割担って関わっていただくというふうなことを徐々に広げてきております。そういった関わりの中で、今後一層、保護者の方にも関わっていただきながら、教育の当事者として保護者の方に力を発揮していただきたい、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） コロナで今まで関わりが薄かったところを、今後、保護者の皆さんにもボランティアで関わっていただいて、一緒に手伝っていただいて、教育の当事者として頑張っていただきたいということで、ぜひ、親子で何かできるような、そんな機会を、簡素化していくという方向にはいっていますが、ぜひ、やはり保護者の方と関われる、先生方もそんな時間をつくったらいいいのかなと思います。

先生に負担が、期待がかかっている、先ほど、そこですごく大変な思いをされてい

るということも聞きましたが、そこをうまく地域住民と本当に、保護者と学校とうまく調整しながら、大変でしょうけれども、頑張っていたきたいと思います。

続きまして、提言には、事務作業などをサポートする教育業務支援員の全ての小中学校への配置や、小学校高学年での教科担任制の実施の前倒しを求めました。小中学校の教員業務支援員、小学校高学年での教科担任制の前倒し実施について、本村ではどうお考えなのか伺います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

小中学校の教員業務支援員、いわゆるスクールサポートスタッフですけれども、こちらにつきましては、県負担の配置で各学校に 1 名ずつ。そして、それに加えて、村独自でさらにもう 1 人ずつ配置を既に行っているところです。実際、簡単な文書作成であったり、あるいは印刷業務であったり、あるいは掲示物の作成であったりというような教員の補助的業務を行って成果を上げてきているというふうに考えているところです。

引き続き、国・県での配置をさらに増やしていただけるように要望していくとともに、今現在配置している村独自での配置、これも継続していきたいというふうに考えているところです。

また、小学校高学年における教科担任制の前倒しということでもありますけれども、本村の場合は、既に英語の外国語推進リーダーという教員を 1 名多く配置をしてもらいまして、村内の小学校の英語の授業を専門に指導していただくというような配置をしております。

さらに、実際問題として、5、6 年生、どの小学校も 2 クラスずつあるわけですが、例えば 1 組の先生は、私は社会と国語が得意だから、社会と国語は先生のクラスの授業も持ちますよと。代わりに私は音楽とか体育がちょっと苦手なので、代わって交代してやりませんかなんていうことは、校内の体制の中で既にやっている事例はあります。そういったことも、今後もより広く進めることができるのかなというふうに思っているところです。

ただ、いかんせん、この教科担任制進めていくということのためには、教員の数そのものの増員が不可欠だというふうに思っておりまして、最近の報道では、文部科学省のほうで来年度以降、この教科担任制をさらに推進するという意味で増員を前倒しして実施するというふうな話も聞いておりますので、そういったところにも期待をしているところであります。

何より、やっぱり、前のご質問にもありますように、教職員の負担軽減の一番の解決策は教員数の増員ということに尽きるわけですが、それも併せまして、教科担任制のメリット、授業の準備が少し軽減されたり、教員の負担軽減につながる一つの方策ではあるというふうに考えておりますので、今後も拡充あるいは早期の実現を大いに期待しているというふうな現状であります。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） ありがとうございます。

やはり、教員の確保ができなければ、子どもたちへの手厚い教育ができないのかなと受け止めました。もう既に、本村では校内での体制は整っているということで、そこは安心しました。ただ、保護者の方々から、先生が忙しそうに見えるという、その部分、多分悪い意味には捉えていないとは思いますが、外部からそう見えるのであれば、中はもっと大変なのかなとすごく感じております。ぜひ、学校支援ボランティアであったり地域の皆様の活用をあととして、今後も頑張っていたきたいと思っております。

この質問、この項目最後になります。大体、今環境は聞いたんですが、最後にもう一度、本村教師の働く環境の整備について、今後、どのような目標を持って、教育委員会としては実施していくとお考えなのか伺います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

大玉村で策定しております大玉村の教育大綱、いわゆる教育ビジョンにおいて、施策目標として、大玉の教育を支える基盤づくりのために、教職員の働き方改革を推進し、児童生徒と向き合う時間の確保や、積極的な研さん等によって質の高い教育活動を展開して、学校全体の教育力を高めるというふうに記しております。

具体的な施策としましては、非常勤講師の配置であったり、今ほど申し上げましたスクールサポートスタッフあるいは I C T 支援員の配置、そして事務処理の負担軽減のために統合型の校務支援システムを活用するというようなことを継続的に行って、校務の見直し、図っているところです。

また、部活動の改革、なかなかすぐには進まないところではありますけれども、こういったことも進めながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実、これは本村の仕組みの中で強みの部分でありますので、それらの力をお借りしながら、教職員の働き方改革、これを推進していきたいというふうに考えております。

教員の労働時間の問題につきましては、教員不足の解消など、国・県レベルでの抜本的な改革が必要であるというふうに考えられますので、もちろんこれらについては要望もしてまいりますけれども、今現在、村ができることを、保護者の皆様あるいは地域の皆様の協力を得ながら積極的に図って、教員が心身ともに充実して、やりがいと情熱を持って子どもたちの教育に邁進することができる、そういった環境づくりを引き続き進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） たくさんありがとうございます。

今日、国への要望プラス学校で働く教師の方々が心身ともに健康であり充実していけば、子どもたちにも満足のいく接し方ができるのではないかというふうにお伺いしました。

教育ビジョン、そちらの中にもいろいろ書いてありますが、学校、地域、家庭が一体となった、地域と共に歩む学校、学校を核とした地域づくりにより、子どもたちの確かで豊かな学びを支える環境づくりに一層努めていただきたいと思います。本村の教育委員会の皆様と学校、よく頑張っているなど、今聞いてお伺いしました。

ですが、やはりそこに、うちは頑張っていると過信せずに、今後も邁進していただきたいと思います。この質問は終わります。

次に、マチュピチュ村と親しみある交流をとということでお伺いいたします。

マチュピチュ村との交流が始まり11年がたちました。11年というのはマチュピチュ村から友好都市締結の申入れがあり、2012年6月に村内外の有志の皆さんが村長から親書を託され、マチュピチュに訪問したのが始まりです。2015年10月には、村長を中心とした公式訪問団のほかに、村内外からの訪問団を募り、マチュピチュ遺跡の中で調印式を行いました。2016年8月にはマチュピチュ村長ご一行が大玉村に来村され、友好都市交流活動指針の締結を行いました。2018年7月に、再び13名の公式訪問団と村内外からの訪問団とがマチュピチュを訪問し、教育分野及び住民主体の交流を行いました。そして、今月初めに、マチュピチュ村長ほか6名が来村されました。

この間、様々な交流が行われてまいりましたが、費用もかかり、大玉村からの一方的な交流のように私は感じています。今後も交流を続けるのであれば、もっと、村民の方に興味や関心、理解されるような交流が必要だと考えます。

そこでお伺いいたします。今までのマチュピチュ村との交流内容とその費用をお伺いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

ご質問されました交流の内容につきまして、その概要につきましては、8番議員さん自らいろいろとご説明いただきましたので、今回、ご訪問いただきましたマチュピチュ村長をはじめ5名の方々をお迎えした際の交流の実態につきまして、ご説明をさせていただきますと思います。

今回、訪問をしていただきました際には、お話ありましたとおり、友好都市協定に基づきます交流活動指針を締結をさせていただきました。滞在期間中におきましては、改善センターを会場にしまして、中学生でありましたり村民の方々に参加をいただきまして、大玉村長、マチュピチュ村長、そういった関係の方々、登壇いただいた上でトークイベント、質問形式、答弁形式で行ったところでございます。

そのほか、大玉中学校に実際訪問をしていただきまして、生徒会役員の皆様方との交流と昼食等を実施をいたしました。さらに、大玉村消防団の皆様にご協力をいただきまして、改善センターの敷地内において、訓練の風景でありましたり放水訓練を実際ご覧をいただいたということがございました。

そのほか、議員の皆様方、ここにいらっしゃる皆様方にもご参加をいただき、さらに各種団体の代表者、国内外交流協会、野内与吉顕彰会、またはマチュピチュ村に実

際渡航された方々との交流会等を、日にちを分けて実施をしたところでございます。

2つ目のご質問であります、今年度の事業についての費用関係でございますけれども、まだ精算が済んでおりませんために、予算ベースでの金額となります。さらに過去のものを含めまして、総費用の事業費につきましては、約2,800万円となります。そのうち約2,000万円につきましては、国・県、団体等の補助を受けて実施をしたところでございます。

概要につきましては以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 総費用が2,800万円、そのうち2,000万円が国・県の補助ということですが、国・県の補助であっても国民の皆さんの税金であることには間違いのないのですが、この2,800万円、もう少し内訳というものは分かるのでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

費用につきましては、それぞれの渡航旅費と滞在経費、それと交流に係る会場費であったり、お招きした際の食糧費、そういったものが含まれます。詳しくということでございますので、年度別に事業費とその特定財源について申し上げたいと思います。

平成27年10月に訪問をした際の費用が618万7,000円でございます。それに対します財源で補助等を受けたものが227万6,000円。この財源につきましては、自治体国際化協会からの助成金でございます。

次、28年度の訪問関係につきましては、216万3,000円です。これに対する財源が100万円で行いました。これにつきましては、基金等からの充当でございます。

29年度の交流につきましては、264万5,000円。これに対する財源が248万2,000円。これについては基金からの充当で行いまして、この際は車両の寄附等に係る経費でございます。

さらに、平成30年度の交流に関しましては、961万4,000円。実際にマチュピチュに訪問した際の経費で行いまして、このうち特定財源が930万円。このうち福島県のサポート事業による補助金が601万8,000円。基金からの充当が328万円でございます。

最後に、本年度令和5年度の交流に関しましては、まだ精算が完了していませんので、予算ベースで申し上げますと、事業費が800万円。このうち見込まれる特定財源の歳入が519万7,000円となります。これは、福島県のサポート事業補助金でございます。

以上が、それぞれの内訳でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 細かな数字、ありがとうございます。やはり、日本の裏側という

ことがあって、お互いに渡航したときの費用が、やはり、すごい費用はかきむんだなということが分かりました。

様々な事業と多額の費用がかかっている、世界的に有名なマチュピチュとつながっていて、大玉村は少し有名になったかもしれませんが、マチュピチュ村との友好都市であることを喜ぶ方もいらっしゃる、私たちには関係ない、お金がかかるから交流をやめたほうがいい、村長は何を目指しているのか分からないなどという声もあります。

そこでお伺いいたします。様々な事業とこの多額の費用がかかっているのに、マチュピチュ村との交流に興味や関心を持つ村民の方が少ないのはなぜだとお考えでしょうか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えします。

村民の、マチュピチュ村に対する認識と興味というのは、ちょっと 8 番議員さんと認識がだいぶ違っているなというふうに感じております。村民の方が村外に出たときに、大玉村村外、県外に行ったときに、大玉村ってどういうところといったときに、世界遺産のマチュピチュ村と友好都市を唯一結んでいる村ですと言うと、非常に、ああ、すごいねと。ですから、それはほとんどの村民の方がそういう認識を持っているだろうというふうに、私は、話した方で、今言われたみたいにマチュピチュ村と何でやっているのという、ネガティブなそういうお話は何ったことは一度もありません。

新聞とかテレビで、大玉村がマチュピチュと結んでいることを折々に取り上げていただいていると。これは、何をマチュピチュ村から得るかということは、やはり大玉村民としての外部に対する誇りでもありますし、そういう方が大玉村にいたんだということですので、何事もプラスに捉えるべきだなというふうに考えております。

財源的なものについては、マチュピチュの財源というのは数字は 2, 0 0 0 人ぐらいのお土産をやっているぐらいの、財政の非常に脆弱な場所で、今回の場合には、3 年間遺跡がクローズしたと。観光客が入らないという中で、大変マチュピチュの村の存続自体も非常に厳しかったろうというふうに考えております。ただ、4 年間そこで途絶えておりましたので、いろんな方からマチュピチュ村との関係どうなっているのというお話も随分いただきましたので、今回、村長が代わったことを契機にご招待を申し上げて、連日いろんな方たちと触れ合っていたいたということですので。

そして、これ、県のほうの補助金 4 分の 3 頂いて、あと 4 分の 1 はふるさと納税の基金を使わせていただいています。これは、国際交流という分野も含めて寄附を頂いておりますので、そういう寄附をされた方の意思もそこに入っているということでやらせていただきましたので。そういうふうに、何でやるのという意見があるとすれば、我々としては、もう一度これをしっかりと、村民の皆さんに理解していただくような努力はしていきたいというふうに考えていますが、大玉にとっては大きな財産になっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 答弁ありがとうございます。

きっと、私と村長の中での友達関係が違うのでそうなのかもしれませんが、私もどちらかといったら反対派ではないんですよ。一生懸命マチュピチュのPRもしているし、やれることはやっています。ですが、そういう話をかけられるんですよ。そうすると、私たち自身、一生懸命マチュピチュのことをPRしたりやったりしているんですが、自己満足になっているんじゃないかという、これやっていていいのかなと思うときがあります。

なので、そういう声は全くなくはないので、そこは村長、逆に私も村長に、私にいいことばかり言ってくる人はいないということはご理解いただき、先ほど最後にお話ししていただきましたが、そういう村民の方がいらっしゃるのであれば、理解いただけるような取組をきちっとしていただきたいと思います。本当に、うそではない話なので、よろしくお願いいたします。

それで9月、ごめんなさい、通告書に3日と書いてしまったんですが、2日ですね。9月2日に調印式が行われましたが、この交流活動指針、また新たに結び直したと思うんですが、その内容をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の世界流行によりまして、先ほど村長申し上げましたとおり、交流は中断しておりましたが、今回、5類に移行したという形がございましたので、改めて1月1日に就任されました村長ほかご一行をお呼びしたところでございます。これに関しましては、2月以降に両村長同士によりますオンラインの協議を行ってまいりました。その結果、今回の来日につながったところでございます。今回、来日いただきました際に、交流活動指針を締結させていただきましたが、その概要につきまして、簡単に申し上げたいと思います。

主に教育部門、農業部門、経済・観光部門の3つの分野に分けまして、当面の具体的交流内容を協議をした上で実施をしていくというふうな指針の内容になっております。具体的に、マチュピチュ村長におかれましても、教育分野での交流、特に子どもたちの交流を促進したいと。来日された際、行く先々でおっしゃっておられましたが、子どもたちのオンラインでの交流でありましたり、農業分野におきましては、国や県等の制度を活用させていただきながら、農業実習生の受入れでありましたり、マチュピチュ村での現地におけるODAによる農業用のハウス建設等の実現に向けまして、今後、マチュピチュ村と検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 教育部門、農業部門は分かりました。経済・観光はありますか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 失礼しました。3つの部門、申し上げましたけれど

も、農業部門につきましては、これは直接経済と結びつきますので、これは同じ形で進めるというふうにご理解を賜れればと思います。

また、観光部門、これ1つの部門に掲げておりますけれども、これについては観光地を相互交流するということは、かなり困難なことでもございますので、お互いのホームページ上におきまして、こういう観光地があるよというふうな紹介を、まずはさせていただくような方法も検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） ありがとうございます。

マチュピチュ村長が行く先々で、教育部門で両村の子どもたちのオンライン交流に向けたことがしたいと話してくれていること、そこは私も望んでいるところです。ぜひ実現していただきたいと思います。

あと、説明の中で、当面の間というお話があったんですが、この交流活動指針の有効期限は、これまでも、これからはずっと長く続く当面という言葉なのか、それともまた4年ごとに、村長が代わるたびに更新されていくのか、そのたびにまた呼んだり行ったりしなきゃいけないのかというところがちょっと気になったんですけれども、分ければお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

大玉村としましては、今の締結をさせていただきました協定であつたり指針、これについては、長い間の期間を望んではおります。当然なことでございます。

ただし、今、後段に8番議員さんおっしゃられたとおり、村長が替わられた際にどういうふうに判断されるかにつきましては、大玉村では今現在こうだということは申し上げられませんが、それに関しましては、その都度、村としても対応をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 村としては長い間考えていると。いろんなところ、多分友好都市、姉妹都市結んでいると思いますので、いろんなところの方々に相談しながら、私もちょっとその分野は分からないんですが、ぜひ、せっかくですので長く続くような、そんなものに、交流が続くことを願います。

それから、両村長ともきちっと、これからマチュピチュ村と大玉村、ずっとつながっていきたいというふうに思っていると思うのですが、素朴な疑問です。マチュピチュ村の皆さんとか小学校の皆さんというのは、この、マチュピチュ村は世界でも有名なところなので私たち分かりますけれども、マチュピチュの皆さんからいったら、福島県のこのちっちゃな大玉村、そこをどういうふうに認識しているのか。あと、野内与吉さんの功績などを知っているのかなど、今回お伺いすることなどでできたのかな、もし分かっていたら教えてください。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、本年 2 月から両村長におけますオンライン会議、あとは担当者レベルでのオンライン会議も開催しました。その中で、今ご質問いただきました大玉村と野内与吉氏の知名度につきまして、エルビス村長に伺ったことがございました。野内与吉氏の親族の方々におかれましても、現在マチュピチュ村でありましたりクスコで生活をされております。その方々それぞれが、現地において、今現在も活躍されておりますし、マチュピチュ村では老若男女皆様が知っておられるということでもございました。

なぜならば、村民が小さい頃から利用されております屋外の運動施設、この通称がヨキチスタジアムと名づけられておるそうでございます。このため、子どもの頃から与吉の名前を口にし、自然と認知されていくというふうなお話でもございました。

また、大玉村というキーワードにつきましても、先ほども申し上げました野内与吉スタジアムの関係から、野内与吉氏の出身地である大玉村も広く認知されているということでもございました。

また、最近ではマチュピチュ観光大使でありまして、ここ 2 年、マチュピチュサンプラプロジェクトを行っている片山慈英士氏の活動におきまして、改めて大玉村の名前を耳にする機会が増えているというふうなお話も聞いております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 最近では大玉村、与吉さんのことはきっと随分前から、その与吉さんの、野内という名前がついたところがあるので知られているだろう、大玉村も最近では知られているようになったということで、少しほっとはしておりますが、もう長いこと、もう約 10 年お付き合いしている中で、マチュピチュ村のほうの情報発信力はすごいので、その中でどうも、日本のこと、大玉村のことが見えてこないのが心配しておりました。今後、大玉村のことが少しでも紹介されると、向こうで、いいなと思っております。

最後の質問になります。先ほども村長とちょっと意見が違っておりましたが、村民の皆様理解してもらうためにも、村民同士の交流の輪を広げるべきだと考えます。両村長がオンライン会議をしたように、両村の子どもたちとのオンラインの対話など、そのほか、今後の具体的方策を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

まず、距離的なハンデを克服させていただくためには、オンラインでの交流というのは大変有効であるというふうに考えております。先ほども答弁申し上げましたとおり、今回、マチュピチュ村長に来村いただいて交流活動指針の締結に至ったことから、今後の具体的な交流内容を協議する条件が整ったというふうに認識をしております。来日されました期間中におきましては、村長とマチュピチュ村長がこういった、

実際の協議をされた場面におきましても、教育分野での交流、特に子どもたちの交流を促進したいというふうに、両村長のほうで話が整っておりますので、今後、まずは同年代の子どもたちの、オンラインでの学校間の交流を実現させていただくために、マチュピチュ村との協議を十分に重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 今回の来村で条件が整ったということで、これから新たにスタートする、喜ばしいことだと思います。教育分野での子どもたち、同年代の子どもたちはもちろんなんですけれども、子どもたちが大きくなってから、その子たちにとってはいい経験になると思うんですが、ぜひ、村民の大人の方にもちょっと何か、子どもたちだけではなくて、普段から何かつながっているような、行くとかそういうことじゃなくていいので、もっと身近に感じられることを、子どもだけじゃなくて、ぜひ生涯学習課でも何でもいいんですけれども、そういうことを事業に入れていただけたらなと思います。

9 月 3 日のマチュピチュの皆さんとのトークイベントの横断幕に「マチュピチュ村と大玉村を身近なものに」ということが書かれていたので、ああ、考えているんだなと思って見させていただきました。多くの村民の方もいらっしゃっていました。中学生の質問もとてもユニークでしたし、ああいう姿、ああほほ笑ましいなとも思いましたが、村民の皆さんも関わりたいと思っている方、知りたいと思っている方、いらっしゃると思うので、ぜひ、そこもちょっと考えていただければと思います。

そのような、みんなが、向こうの村民の方、大玉の村民の方がお互いに身近に交流ができる、そんなことを願い、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、8 番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後 3 時といたします。

（午後 2 時 4 3 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後 3 時 0 0 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 10 番須藤軍蔵君より通告がありました「健康長寿の村づくりについて」ほか 2 件の質問を許します。10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 10 番須藤軍蔵でございます。

議長の許可の下、通告いたしております一般質問を行います。今回、特に目新しい質問はありません。我々、4 年に 1 回洗礼を受けるわけですが、今年は特に、とりわけ暑い夏でありましたが、気持ちをすっきりした結果ができたということがあります。この間、選挙戦の中でも健康長寿、さらには元気な大玉村、そして自ら役立つ村政と。さらには大玉西部地域の振興発展、こういうことについて、選挙戦の中、

ずっと訴えてきたわけでありまして。それを通告書に羅列しただけのものであります。

これは今度は、村長は住民に最も近い村政と、こういうことをうたっているわけがありますから、これやるかやらないかというのが、我々も村長も問われる。新しい、この4年間の出発点に当たって、改めて提起したところでありまして、この身近な村政なり、あるいは住民に近い村政をうたっても、やらないのであれば、それは我々に力がないのか、村長がやる気がないのかということになるわけなので、このことについて我々一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

それでは、まずは健康長寿について。

1点目の、今年が目玉といいますか、重点施策についてどのように取り組んだか。行政報告の中では、昨年のことについては書かれておりますけれども、それらを踏まえて、今年、約半年たつわけですが、そういう中で、その辺のことについて、目玉としていたものについての進捗状況、あるいは特徴点、そういう健康長寿に向けた取組がどのようにされているか、まず最初にお伺いをいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

本村における健康長寿推進への取組につきましては、大玉村健康長寿推進村民会議を柱としまして、役場内関係各課が連携して事業展開を進めており、各事業ごとに実施計画を作成しまして、評価指標を掲げ実施しているところでございます。

今年度につきましては、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴いまして、基本的には事業を縮小することなく事業を進めており、年度の間中点を迎えて、順調に数値目標のとおり推移しているというふうな状況でございます。

今年度の事業の特徴としましては、村の独自事業として村民の健康づくりに対する意識づけと動機づけとなります健康ポイント事業を、引き続き実施してまいりますとともに、がんの早期発見に効果的なPET健診事業や高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化など、継続的に実施していくというところでございます。

また、地域の高齢者の生きがいと元気づくりを推進する元気づくり会やいきいきふれあいサロン事業など、各課連携を密にしまして、年度後半に向けてまた進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ今進めている事業についてご答弁いただきました。引き続き、取組を強めていただきたいと思います。

それから、健康診断の中身について、あるいはその割合等については、今朝ほどの2番議員さんからも質問ありましたようなことで分かりました。後ほど、それらについてはお答えをいただきたいと思います。それらについては割愛させていただきます。

次に、健康長寿の最たるといいますか、幾らでも健康で長生きするということが大

事であります。そういう意味での、この間、6月にも申し上げました、いわゆる耳の聞こえが悪いことは認知症につながる大きな要因になるんだというふうなことにしてお話ししてまいったところでありまして、これらについて、ぜひ補聴器を購入するときの助成制度を創設してほしいというふうなことにしてもお願いをしてまいりましたし、既に実施している県内の市町村の事例なども参考までに申し上げてきました。

それから何か月かたったと思うので、積極的に進めるというのであれば、一定程度それらの調査についても進んだと思いますので、それらについての経過などについて、進み具合についてお伺いをいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

前の議会で、近隣市町村というか、先やっている市町村を調べるということでお話をしましたが、4か所、5か所でございます。それほど多くの自治体が行っているわけでありませんが、内容を調べますと、大玉にとっても財源の非常に大きなものを要するものでもありませんので、実施の方向で検討に入りたいと。しかも新年度に入ってからということになります。ということで、今内部では検討しております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） なかなか、検討しますなどという答えなのかなと思って、それじゃしようかという話を考えていたんだけど、ぜひ。その際、聞こえの障害には様々な、一律でないと思うんですね。いろんな要因があって、一律でないと思うんですね。そういう意味で、薬局なんかで、参考までに私も聞いたり、この人に問い合わせたなんていう紹介もいただきましたが、きちっと調べてからでないと、その補聴器というのには、そういうことも調べることも含めた対応というのが必要だと思うので、その点も改めてお願いをしておきたいと思います。

なお、補聴器には、いろいろ村民の皆さんにも聞くと、相当高いものもあるし、いろいろだということですが、まずはそういう道を開くということが大事でありますので。

あともう一つ、その使っている人に詳しく聞いたら、やっぱり一番はもうメンテナンスだそうですね。つけていたものを畑に持っていったり何だりでやった場合も、きちっと指示に従ってメンテナンスすることによってもつんだという話も聞きましたので、やっぱりそういうことも含めて積極的な取組を求めています。ありがとうございます。

次に、学校給食に関わっての質問であります。病院の食事が治療の一環であるとするれば、学校給食は、当然のことながら食育あるいは教育であり、まさに義務教育であるならばなおさらだというふうに思うところがあります。病院でなんかも今朝食って何残したかというのを、次に、その日のうちに回診に来るとき、ちゃんともう持っていて、何食わなかったね、かに食わなかったね、どうだねというこれもすごく、びし

びし返ってくる、そういうんだね、病院の食事。したがって、やっぱり学校給食も、一昔前の給食とは、我々のときの給食とは違いますよね。違って、我々は、昼間に冬、菜っ葉のあれが出てくるとき、それが給食の一部だったんですけれども、全くそういう時代とは違って、まさに教育の一部門だというふうに思います。

そういう意味では、今、教育長、現場も長くやり、さらにまた管理職としての経験も豊かでありますので、ひとつ、給食そのもの、給食費が云々でなくて、給食そのものに対する教育長の考え方、基本的な見解というのをまず最初に承りたいと思います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

学校給食につきましては、ご存じのとおり学校給食法に基づいて実施をされておりました、成長期にあります児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスが取れた豊かな食事を提供することによって、健康の増進、そして体位の向上を図ることが一つの目的であります。

さらにそのことに加えまして、議員のおっしゃるとおり、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、極めて有効な教育的な役割を担っているというふうに認識をしているところです。

近年、偏った栄養摂取、食事習慣、朝食の欠食など、そういった食生活の乱れが元になって、肥満や、逆に痩身の傾向が強まったりというような、子どもたちの健康を取り巻く様々な問題も懸念されているところであります。給食の目標として、食を通じて地域を理解する、あるいは食生活の、食文化の継承を図る、自然の恵みや勤労に感謝し、その大切さを理解するというようなことも重要なことだというふうに思っております。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食生活を身につけることができるように、学校でも積極的に食育に取り組んでいくということが大切であります。これまでももちろんやってまいりましたし、今後もより一層それに取り組んでまいりたいというふうに思っております。その中で、食育の生きた教材となる学校給食、この充実を図っていくということは大切であるというふうに認識をしているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 答弁ありがとうございました。積極的な取組ということでの役割をよろしくお願いしたいと思います。

なお、本村にとっては、本宮市との協議が欠かせないわけでありまして、同時にまたここ1年、半年、急速に皆さん方の理解も深まって、大きく前進をしたなど。特に、反対の牙城であった自民党あたりが急にかじ切ったということも大きな影響を与えたのかなと思います。またそのうち、途中で引っ込めたりして、紆余曲折しているわけでありまして、いずれにしても大きく進んだわけでありまして、それらをさらに進めるための、そのプロセスといいますか、それらについては明日、何か質問が予定されているようで、それらに譲りますが、いずれにしても早急な実施を求めています。

たいと思います。

次に、大玉西部地域の活性化についてであります。大玉の人口に占める年少人口、いわゆる14歳以下の子どもさんは15%だということは、盛んと、これ今までずっと言われている。しかも、福島県でも一番であって元気な村だというふうなことでの、これまでの取組でありました。そういう中で、人口減少が進む、実は一途でありまして、将来像が描けない自治体もたくさんあるわけですね。そういう話はとても、知るのも、こっちで問いかけるのも申し訳ないというようなところだっていっぱいあるわけです。そういう中で、大玉村は一定程度、それらについても話ができるというのはありがたいことであるなというふうに、片方では思うところであります。

しかしながら、全国的、全県的にも、実は人口は減っていることは事実でありまして、大玉村だけが例外ということには相ならぬ状況に実際はあって、この地域でもいっばいうちもでき、まるっきり変わったというような状況もあるわけでありましたが、一方においてはどんどん、周辺部から減ってきているという実態もあるわけですね。

そういうものについての、やっぱり相矛盾するところがあるわけでありましてけれども、それらについての手だてというものも今からやらなければならないんじゃないかということで、これとりわけ、先ほども話ありましたが、農業に対するところの手だては、大きく振興公社の役割を果たしてもらって、中心的な部分をそういうところで担ってもらって同時に、一方においてはそういう、どんどん少なくなっているところをどうするんだということについても併せて考えていかなければならない、そういう時期かなという。もう、荒廃が進んでしまって、一頃みたいに農地再生というような、もう取組で、それを毎回繰り返したからうまくいくという状況には、今の状況はないというふうに思いますね。

そういう意味でどうするんだというようなことでありまして、私は、その中では①から⑥まで挙げてみましたけれども、取りあえず、その中でも特に重要だと思っている①、②に関わって具体的な質問をさせていただきたいと思います。

1つ目は、畜産農家の戸数なり、畜産農家といってもとりわけ和牛ですね。子牛、それから酪農、こういう方の戸数なりやられている方、あるいはその方の中でもほかの方のを借りてというか、借りてやってと言ってもいいくらいだね、もう借りて、牧草なり装置をやっているという方の戸数なり、あるいは分かるとすれば概略的なその面積というようなことについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

村内における畜産業を営む農業者につきましては、全体で36件ございます。内訳としましては、肉用牛27件、酪農9件であります。

また、農地の借りている戸数ということになります。全体で314軒分のものを借りてございます。内訳としましては、肉用牛での方が借りている部分というのが153軒、酪農家の方が借りている部分につきまして161軒でございました。

面積についてでございますが、面積については全体で約190ヘクタールでござい

ます。こちら内訳につきましては、肉用牛の方が借りている部分が108ヘクタール、酪農家の方が借りている部分が82ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 私、質問をちょっと、大変間違っていました、こっちの数字ありましたが、36戸のうち、農家に借りている農家の数というのを分かれば。これは今は、貸してくれている家の農家を計算したね、三百何戸というのはね。三百何戸の分を借りているんだよということでしょう。36戸のうち何戸の方が借りているかという。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

36軒のうち、借りている軒数ですが、36軒のうち27軒は借りてやっているというようにございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

②の国・県、村も関わった事業でありますけれども、中山間の地域等直接払いの事業、令和4年の成果報告もあるようでありますが、250戸近くが混ざっているんですけれども、これらについて、もう3年目かな、4年目かな、今やっているのがね。この後の見通し、継続できるのかなくなるのか、そこら辺の関係をもしつかんでいるとすればお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

中山間地域等の直接支払制度、これにつきましては、現在の対策は第5期でありまして、令和2年度から開始されているものでございまして、現在、村ではそれぞれの組織の自主性を尊重しつつ、一つの広域組織として活動を進めているところでございます。

これらの今後の見通しにつきましては、中山間地域の重要性に鑑みまして、今後も引き続き継続されるものというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ①、②を通してですけれども、何でもこういうことを聞いたかという、畜産農家、新盆なんかで回ってみると、この畜産農家の方、とてもじゃないが、俺やられないから返すんだという話もね。高齢化がやっぱり進んでいる部分あるんですよ。そういう返すんだという話と、返されても困ってしまうという人も、これ何じよするんだという話があったり。

それから、中山間地事業や農地の集積、という事業のお金で、実際はそれを当てにしてこれを借りている、経営しているというのが実態、本当の話なんだよね。これな

くなって、どんどん、去年からか中山間地の事業の転作関係の、うんと後退して、水張りとか、お金もぐっと減ってきたんですね。

そういうことで大変になっていて、なおさら今度は、そこら辺のお金がなくなればもうできないなという話が伝わってくるんですよ。そこで1、2番を関連して聞いたわけですが、つまり、これがなくなることによって、その地域の、この面積も今具体的に件数、借りている、その人らにも全部関わってくる。そうすると、これは荒廃していくんだ、その農地は荒廃していくなというふうなことが想像に難くないと思うんですね。

それらについての、やっぱりこれから、今のうちに何らかの手だて、あるいはもうそうになってしまうんだということを前提にしながらの取組にもなるかもしれませんけれども、いずれにしてもそういうところに対するところの一定の取組というのは、当然していかなければならないなというふうに思っておりますが、これらについての、そういう状況になるんでないのかと、近いうちに。そういうことを私は危惧するんですけれども、当局の、そういうのに対するところの認識についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

昨年度から、水田利活用交付金の見直しがございまして、以前から水の張れない田んぼについては水田利活用交付金の対象から見直すというふうなことは出ておりましたけれども、具体的な部分として示されたところでございます。

また、主に採草地、牧草地につきましては、その年に種をまいたものについては補助の対象にするけれども、種をまかないで収穫のみというものについての金額の切下げ、そういったものが行われたところでございます。

議員ご指摘の部分の、畜産農家あるいは農地を貸すというふうな、お互いにとってなかなか厳しい状況であるというふうな認識は持っております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、酪農家の方々は農家数からいきますと約25%弱でありますけれども、借受けの農地ですと約半分の農地を活用いただいているというふうな状況でございますので、これらが一斉に耕作から離れるということになりますと、本村の農業にとっても大きな打撃でありますし、景観等につきましても大きな課題になるということは目に見えて明らかでございます。

そういったところから、現時点におきましては、昨年度から畜産農家の持続を推奨する意味を込めまして、飼料あるいは燃料高騰対策、こういったものにも取り組んでおりますし、特に中山間地域等につきましても、先ほど申し上げました広域化のメリットを生かして、その組織のみならず、広域化の組織間の人の融通、そういったものを促進する、あるいは先ほどお話をしました農業振興公社において、今後、例えば草刈りですとか、農地の保全管理、そういったものも受託、進めていけるような、そういうふうな取組も進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そういう認識、そういう状況にあるんだということは理解ができているんだということでもあります。

③の中でも少しあれしましたが、後継者が別の職業に就いて、後継者となるべき方がですね。もう農業をやらないというようなことが明確な方も何人かいるんですね。それはもう積極的に、もう林地にしたいというような話、いわゆる里山化みたいな感じだね。そういう話もあって、この農地を守らなくちゃならないと思いながらも、一方ではもう山にしたいという人もいて、非常にどのことに一本に絞ってやっていいかというのが難しいなというふうに今感じているんですね。

それをどういうふうにしていくかというのは非常に難しい問題であるんですが、そういう中で、④から⑥まで私なりの課題として、こういう問題、こういう問題ということを経験して、あちこち行ってみたりしました。

農協の近くにある、いわゆる営林署の、あれどこからか通っているのかなと思ったらあそこに住んでいるんだという話聞いてたまげたんだけど、よくやっぱりいろいろな意見聞いたりして、国有林と村の関係なども構築していく必要もあるしというふうなこと。

それから、実は一昨日、福島大学の主催で、地域と共に、新たなふくしまをデザインするというフォーラムがあって出席してきました。それぞれいろいろな事例発表ありましたが、必ずしも私が求めているテーマとはマッチングはしなかったんですけども、参考にはなった程度、あるいは木幡市長の基調講演、木幡さん、東大の経済学部出て岡山県の副知事もやったんだね。基調講演というのをやったんですけども、ちょっと見直したなど。飾り程度かなと思っていたんですけども、復興庁かどこからかあれ来た人なんですね、大変失礼したなど思っているんですけども。

いずれにしても、国・県でも、やっぱりこういう状況にあるということはもう十分承知していると思うんで、やっぱりそういうことに対してこれからどうしていかなきゃならないということは、多分考えていると思うんですね。

我々もそういう、今、部長から言われたようなことも含め、我々の考えもそうだとすると、やっぱりこの地域、どこでも日本全国同じですけども、そういう中でもとりわけ自分らでしっかりそういうことが、今僅かながらでも描けるときに、何らかの方向づけを、そうした国・県やあるいは学校など等々、どこの学校とは言わなくて、様々なところとの連携を深めながら、やっぱり今から長いスパンで、一過性の何かイベントをやるとか施設をつくとかじゃなくて、やっぱり長いスパンで様々な角度から検討が必要だというふうに思うところでもありますけれども、これらについて、やっぱり取り組むことが大事だというふうに私は思うんですけども、村当局の、そうしたことに対する見解なり、あるいはそれらについての取組についてはどうだということについて、村長から答弁をいただきたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10 番さんにお答えいたします。

これは、後の質問全部まとめた話ですね。今ご指摘のとおり、今の農業、畜産も含めて取り組む状況というのはおっしゃるとおり、我々もこれについてどういうふうに取り組んで、どういうふうに解決策をしていくかということについては、日頃から頭を悩ませて、いろいろ考えて、各方面、情報を取得しながら検討をしているところでございますが、はっきりと言って、これをすばっと解決する策が見当たらないのが現状です。

であれば、事前の策として何をするかということ、これも起死回生のものではなくて、例えば農地が荒廃するのを1年でも2年でも延ばすと。人間で言えば延命化みたいなものにもなりかねないものもあるわけですが、機械の補助金とかそういうものも含めて、今ある機械が壊れればやめるんだという声を、私就任してから随分聞きました。であれば、機械について補助をして、何とか新しい機械を導入して続けていただくこと。

ただこれにも、70歳で機械を導入して10年たつと80歳になりますので、限界があります。今言われたように、まだ間に合う、手当てができる段階でやらなきゃいけないことということもありましたので、万能薬ではありませんが、農業振興公社を立ち上げさせていただいて、農業振興公社が何ができるかということだけではなくて、村が本気になって農業を継続してやっていこうと、産業としてやっていこうと思っているんだということを、村の農家の方たちに改めて認識をしていただいて、できればやる気を起こしていただいて、振興公社とか村に対してこういうふうにしていきたいんだけれどもというような、逆に要望とか提言とかを期待している部分も大いにあります。

今の段階で荒廃した土地に、山林にして植林をするかということ、これは田んぼの真ん中に荒れ地があって、そこに植林をすると、これは無理です。

ですから、山が迫ってきて、その延長線上でどうしても荒れてきているところに、何らかの形で林地をするということは避けて通れないかもしれませんが、農地の中に里山を新たに造成するというのは現実的ではないなというふうに考えておりますので、その辺も含めて、新規就農者募集しますといっても簡単に応募に来るわけではありませんので、農業振興公社で1名もしくは2名の農業の後継者を前提とした地域おこし協力隊を募集しようということで、できそうな方が1名程度、今応募している方もおられますが、もう少し年末まで期間がありますので、そこで募集をして、2人でも3人でも農業をやることを前提として来ていただける方がいれば、そういう方をぜひ採用して後継者としたいと。

ですから、一遍に5人も6人も新規就農者をやるというのは、現実的には非常に難しいので、そういうふうに1人、2人、3人と一歩ずつ進めることと、もう一つはやっぱり、できれば法人化をしていただきたいと。いろいろクリアすべきハードルが高いんですが、やはりこれだけの大玉村、農業の村で、法人数は非常に少ないんですね、ほかと比べると。ですから、そういう形で、これはほとんどの方が兼業農家だという

この特殊性が、歴史的な特性がありますのでやむを得ない部分ありますが、やはり法人化。

それからあと、株式会社等の法人、そういう法人が農業に参入するハードルは完全に今なくなったということになります、それも弊害もありますので、その辺についてはやはりしっかりと対応しながら、そういう話があれば賛否については検討しなきゃいけないと。今のところそういう話はありませんが、そういうことに含めて、一本ではいきませんので、複線で複合的に対応していくと。すばったした回答ができないのは大変申し訳ないんですが、今、農業を取り巻く状況はそういう状況だというふうに認識をして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ答弁をいただきました。すばったした答弁はないんだと、次善の策としては延命策なりあるいはそうした公社の問題とか、そういうことで様々な取組の中でカバーしていきたいというふうなお話でございました。

それはそれとして必要でありますし、先ほど申し上げました1つのものに、全部が全部できるとは限りませんけれども、例えば4から6までの間の中でもこのことについてということで、先ほど言ったように、国なり何かで実践事例とか、そういうものを一緒にやろうというときがあれば、ぜひ手を挙げる必要があると思うので。

でも、この間も各休憩時間にブースの案内とか、あるいは名刺交換会と盛んにやってね、やり取りして、マッチングしていろいろ、お互いに協力しましょうというふうな話、今までですと大学に何かいい話ないか、今言ったようにいい話ないかということだったけれども、大学だってそんな話はないんで一緒にやりましょうという姿勢に変わってきて。名刺交換会どうぞやってくださいと言ったけれども、私は名刺を持っていかなかったの、ぜひ村長なり部長なりがそういうところに出はって行って、ぜひ大玉村もこういうことで。

三春町とか須賀川市で実際ににぎわい創出とか、あるいは様々な取組の中で一緒に、実際やっているのは准教授とか、あとそのゼミの学生さんとか、そういうのが取り組んでいるんですけれども、非常に参考になったので、やっぱり地域の人と一緒にやってやるとか、これからそういう意味でも、ぜひ、総花的に言ったので実際は何もできませんでしたと答えにまたこの次もなる、そういうことでなくて、一つ一つ、何かしら前進したというものがお互いに見られるような、そういう取組が必要だと思うので、そのことについてのやる気あるかないかについてだけ、もう一回。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

質問が広範囲にわたったので、そういう形の答弁をさせていただきましたが、実際は福大の食農学類と米のブランド化について、もう5年前から取り組んでおりますし、今度実際、それをどうするかという最終的な結論を出す段階になっております。

それから、東京農大からは、1年間を通して教授とか准教授が来られて、ゼミの学

生と一緒に来て、大玉の農業それから果樹関係も含めて研修をしていただいて、あとはＩＣＴを使ったスマート農業のものについての学習をしたりということで、しっかりとそういう部分とは連携をしています、それは即効薬ではないんですね。ですから、そういう中からチャンスが生まれると。その学生がもしかすると大玉で就農してみたいというふうになるかもしれませんし、６次化に結びつく可能性も十分ありますので、そういうものについては引き続きしっかりと進めてまいりたいと。

あとは、大玉のそういう農業振興に結びつくような事業、国関係の事業があれば、これは積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） １０番。

○１０番（須藤軍蔵） 今言われるように、すばっとできるものはないというのは私も分かりますが、一つ一つ、そのときそのとき、何らかの形で前進がお互いに確認できるような、そういう取組と一緒に進めていきたいと思いますので、当局の一層の努力をお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、１０番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後３時４０分）